別冊 1

県土整備部所管事項

令和4年5月 県 土 整 備 部

目 次

(組織機	(構)																															
令和4	- 年度り	土県	整	備	部	組	織	機	構	•			٠														٠	٠	٠	٠		1
令和4	- 年度り	具土	整	備	部	幹	部	職	員	名	簿	<u> </u>	(課	長	級	以	上)	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	4
(令和4	年度	当初	予	算)																											
県土整	Ě備部 [。]	令和	4	年	度	当	初	予	算	(D)	ボ	₹ 1	ン	 	•	主	要	事	業	•	•	٠	•	•	•	٠	٠	٠	٠	٠	•	9
(公共事	業総合	合政	策)																												
第三次	マ三重り	具建	設	産	業	活	性	化	ブ	゚ラ	ン	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	٠	٠	٠	٠	٠		16
入札·	契約制	制度			•								٠	•		•		•	•			٠			•	٠				٠		19
総合評	呼価方:	式·											٠	•					•				•		•		٠	٠	٠	٠	•	22
不当要	東求根網	絶に	向	け	た	取	組	. •	•	•	•		•	٠	•	•	•	•	٠		•	٠	•		•	٠	٠	٠	٠	٠	•	25
(道路整	と(備)																															
幹線道	鱼路網	(高	規	格	道	路		直	轄	玉	道	<u>[</u>)	の	整	備																	26
県管理	単道路(の整	備																													30
道路σ	防災対	対策																														32
道路σ	維持領	 管理																														34
交通安	全対策	策・	•	•	٠		•	•			٠		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			37
(流域整	と(備)																															
流域治	計水の排	推進	•												•		•			•	•			•								41
河川σ	整備																															42
土砂災	(害対策	策の	推	進	•																											47
港湾・	海岸の	の整	備	•	٠		•	•			٠		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			50
(都市政																																
都市政 下水道	策の対	推進																														56
下水道	値の整備	備·			•	•	•	٠			•		•	٠	•	•	•	•	٠			•	•	•	•	•	•	•	•			60
(住まし	` 政策)																															
適確な	建築	・開	発	行	政	の	推	進																								64
住宅·																																
住宅政																																
(工事楨																																
工事楨	・査剣																															71

令和4年度県土整備部組織機構

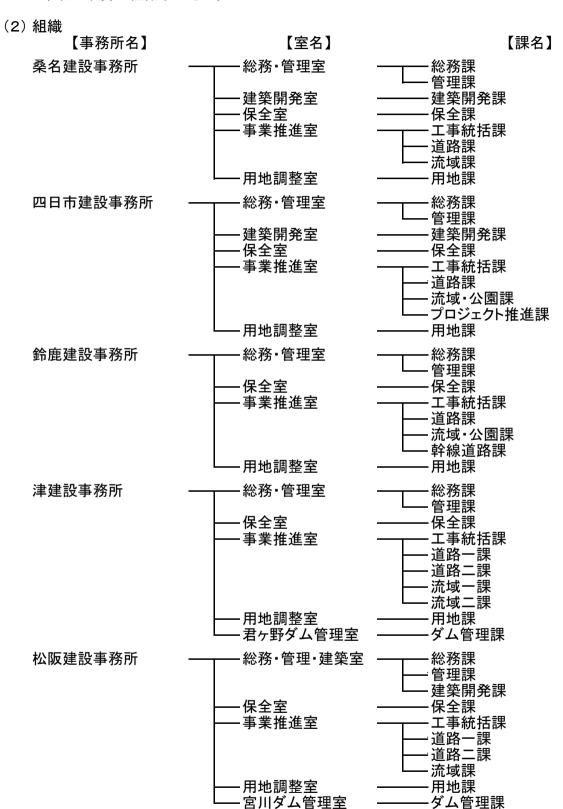
1. 本庁

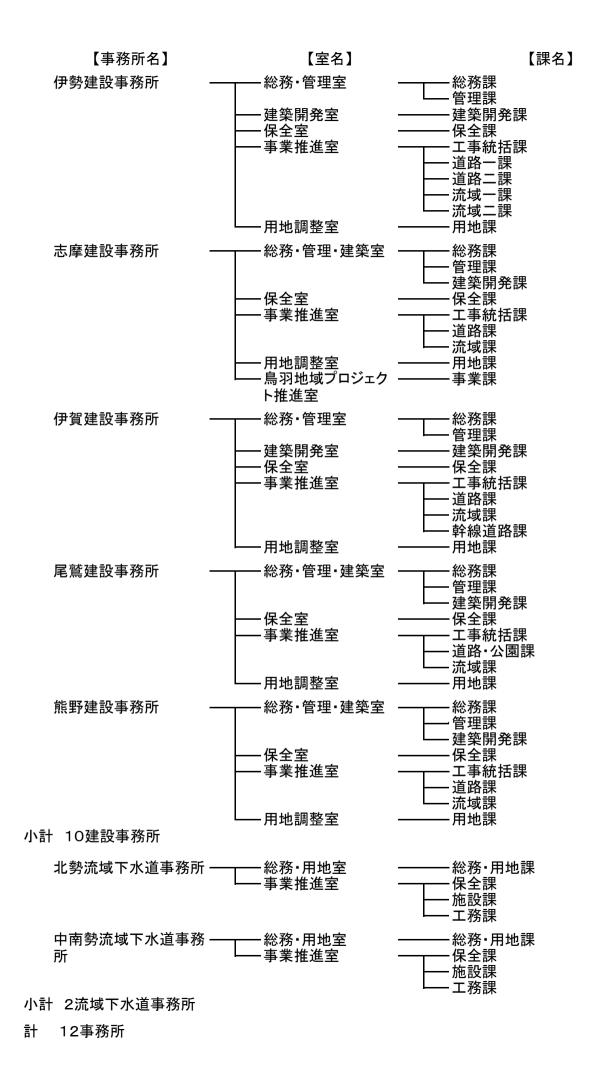
(1)主な組織改正 令和4年度は組織改正なし。

(2)組織 【課名】 【扣当名】 【班名】 部長• 企画総務担当 県土整備総務課 企画広報班 理事 予算決算班 建設企画監 人材開発班 県土整備財務課 経理1班 人権•危機管理監 経理2班 公共用地課 審査調整班 用地支援班 公共事業総合政策担当 -公共事業運営課 公共事業運営班 総合評価班 技術管理課 技術管理·DX推進班 情報化班 建設業課 建設業班 入札制度班 道路整備担当 道路企画課 企画調整班 広域幹線道路班 用地1班 近畿道紀勢線推進プ ロジェクトチーム 用地2班 道路建設課 道路建設班 橋りょう・市町道班 道路管理班 道路管理課 道路維持班 流域整備担当 -河川課 河川計画班 河川事業班 水災害対策監 河川管理班 ダム班 防災砂防課 砂防班 砂防管理班 港湾 海岸課 港湾整備班 海岸整備班 港湾海岸管理班 施設災害対策課 施設災害対策班 水防対策班 都市政策担当 都市政策課 都市計画班 街路•公園班 市街地整備班 景観•屋外広告班 下水道経営課 経営・管理班 下水道事業課 計画 事業班 住まい政策担当 建築開発課 建築安全班 建築審查班 建築審査監 開発審査班 宅建業・建築士班 住宅政策課 住まい支援班 公営住宅班 営繕調整班 営繕課 建築1班 建築2班 電気設備班 機械設備班 工事検査担当

2. 地域機関

(1) 主な組織改正 令和4年度は組織改正なし。





令和4年度県土整備部幹部職員名簿 (課長級以上)

令和4年4月1日現在

【本庁】

課名	職名		氏	名		備考
	県土整備部長	水	野	宏	治	
	県土整備部理事	佐	竹	元	宏	
	副部長 (企画総務担当)	Щ	本	健	次	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	上	村		告	
	次長 (道路整備担当)	Щ	上	正	晃	
	次長 (流域整備担当)	Щ	口	成	大	
	次長 (都市政策担当)	古	澤	忠	士	
	次長 (住まい政策担当)	杉	野	健	司	
県土整備総務課	課長	北	口	哲	士	
県土整備財務課	課長	越	智	昇	悟	
公共用地課	課長		Ш		成	企画総務担当
建設企画監		繁	田	憲	_	
人権・危機管理監		中	村		孝	
公共事業運営課	課長	向非	丰田		亮	
公共事未連呂硃	副課長兼班長	寺	田	和	弘	
技術管理課	課長	水	谷		覚	公共事業総合政策 担当
1人加 自 连珠	副参事兼班長	谷	本	昌	憲	
建設業課	課長	林	田	充	弘	
道路企画課	課長	長	井	貴	裕	
`匚級`光∜□恭\∮自₩`佐→°	参事兼担当課長	竹	内	正	幸	
近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム (熊野市駐在)	副参事	北	村	俊	憲	
□ (只只≠)"□□□崗工1工丿	副参事	岡	田		健	道路整備担当
道路建設課	課長	南			賢	
送	課長	高	柳	伸	浩	
道路管理課	副課長兼班長	森	田		透	

課名	職名		氏	名		備考
河川課	課長	野	呂		守	
刊が味	副参事	島	地	昭	寿	
防災砂防課	課長	河	邉		努	流域整備担当
港湾・海岸課	課長	松	橋	陽-	一郎	加坡奎加担当
施設災害対策課	課長	浅	野		覚	
水災害対策監		Щ	北	健	司	
都市政策課	課長	林		幸	喜	
即印政來味	副課長兼班長	扣	岡	直	哉	
下水道経営課	課長	크	П	太	-	都市政策担当
小坦性音味	副参事	石	橋	弘	安	
下水道事業課	東		幸	伸		
建築開発課	課長	扣	村	厚	哉	
住宅政策課	課長	服	部		睦	
正七 以 來麻	副課長兼班長	岡		泰	子	住まい政策担当
営繕課	課長	太	田	寿	弘	正よい 政자三日
白师林	副参事兼班長	多	賀	雄	伸	
建築審査監		中	根	大	宇	
工事検査総括監		森	木	忠	彦	
検査監		近	藤	貴	志	
検査監		佐	脇	浩-	一郎	
検査監	田	中	利	幸	工事検査担当	
検査監	橋	本	直	也		
検査監	辻		公	彦		
検査監		南	部	正	臣	

【地域機関】

事務所名	職名	氏 名	備考
	所長	友 田 修 弘	
	副所長兼総務・管理室長	三林孝人	
桑名建設事務所	副所長兼保全室長	富 永 大 介	
· 宋石建议事伤例	建築開発室長	福田浩之	
	事業推進室長	藤本佳久	
	用地調整室長	小 林 直 弘	
	所長	千 種 藤 紀	
	副所長兼総務・管理室長	坂 口 和 弘	
	副所長兼保全室長	内 山 敦 史	
四日市建設事務所	建築開発室長	小川敬史	
	事業推進室長	内 山 幸 治	
	用地調整室長	森田収	
	技術管理監	金 丸 裕 秀	
	所長	宮 口 友 成	
	副所長兼総務・管理室長	出 口 裕 功	
鈴鹿建設事務所	副所長兼保全室長	大下賢一	
	事業推進室長	橋本賢二	
	用地調整室長	田堀久哉	
	所長	髙 木 和 広	
	副所長兼総務・管理室長	中世古 和 則	
>+1,7±1, ⇒11, ±+; ₹4~~r	副所長兼保全室長	若 林 信 彦	
津建設事務所	事業推進室長	笹 尾 紀 仁	
	用地調整室長	森 河 武 彦	
	君ヶ野ダム管理室長	福森篤志	

事務所名	職名	氏 名	備考
	所長	稗田寿次郎	
	副所長兼総務・管理・建築室長	前 田 政 一	
	副所長兼保全室長	喜多啓作	
松阪建設事務所	事業推進室長	増 田 伴 哉	
	用地調整室長	谷 出 慎 一	
	宮川ダム管理室長	高波瀬 吉 弘	
	技術管理監	佐 川 尚	
	所長	関 山 治 利	
	副所長兼総務・管理室長	杉 谷 吉 彦	
	副所長兼保全室長	作田敦	
伊勢建設事務所	建築開発室長	尾崎幹明	
	事業推進室長	水 谷 亨	
	用地調整室長	吉 澤 晃	
	技術管理監	喚 阿 宏 真	
	所長	小 菅 真 司	
	副所長兼総務・管理・建築室長	中 川 裕 嗣	
士麻油重效证	副所長兼保全室長	角 田 保	
志摩建設事務所	事業推進室長	相 本 浩 盟	
	用地調整室長	阪 本 信 好	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	斎 藤 敏 行	
	所長	松並孝明	
	副所長兼総務・管理室長	浅 生 孝 彦	
伊賀建設事務所	副所長兼保全室長	松本匡史	
2 2 3 - 12 3 4 4 4 7 7 1	建築開発室長	今 西 亮 一	
	事業推進室長	濱瀬賢司	
	用地調整室長	川瀬豪利	

事務所名	職名	氏 名	備考
	所長	松本英之	
	副所長兼総務・管理・建築室長	小 林 哲 也	
尾鷲建設事務所	副所長兼保全室長	石 渡 充	
	事業推進室長	佐 伯 亮	
	用地調整室長	大 西 雅 士	
	所長	須 賀 真 司	
	副所長兼総務・管理・建築室長	辻 健 一	
熊野建設事務所	副所長兼保全室長	浅 田 昌 博	
	事業推進室長	成瀬裕之	
	用地調整室長	檜 作 明 治	
	所長	長瀬 功 起	
北勢流域下水道事務所	副所長兼総務・用地室長	齋 藤 真	
	副所長兼事業推進室長	久保田 秀 幸	
	所長	上田利彦	
中南勢流域下水道事務所	副所長兼総務・用地室長	瀬古敦司	
	副所長兼事業推進室長	松田学	

県土整備部

令和4年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

(1)強靱な県土づくりの強力な推進

激甚化・頻発化する風水害や切迫する地震災害などに屈しない強靱な県土づくりを強力に推進します。

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、緊急輸送 道路の土砂災害対策や橋梁耐震補強、河口部の大型水門の耐震補強など、「5 年後の達成目標」を踏まえ計画的に進めます。
- ②各水系で定めた「流域治水プロジェクト」に基づき、流域治水を本格的に展開します。
- ③災害時の人流・物流の確保、早期の復旧・復興を可能にする幹線道路ネット ワークのミッシングリンクの解消、4車線化などを進めます。
- ④老朽化が進行する道路、堤防、海岸などの施設について定期点検・補修を予 防保全の考え方を取り入れながら、着実に進めます。
- ⑤災害時に迅速な対応が可能となるようコントロールルームの高度化や現場資機材の拡充を進めます。

(2) 暮らしに身近な課題への対応の強化

暮らしの安全・安心が実感できるよう通学路の交通安全対策など身近な課題への対応を強化します。

- ①全国で実施した通学路の合同点検結果に基づき関係者と連携しながら、交通 安全対策についてスピード感をもって対応します。
- ②剥離が進行する道路の路面標示について、警察と連携しながら改善し、一定の水準の確保・定常化を進めます。
- ③地域社会を支える生活道路で車両のすれ違いが困難な未改良区間の解消を進めます。

- ④河川や砂防ダムに堆積する土砂について、緊急浚渫推進事業をフル活用して、 官民連携で計画的な撤去を進めます。
- ⑤熱海市での土石流災害を踏まえ、砂防指定地等における違反行為への行政指導や、住民からの通報対応等を強化します。
- ⑥良好な住環境を実現するため、流域下水道の整備、住宅・建築物の耐震化、 空き家の対策、県営住宅の改修を進めます。

(3) デジタル化(DX)、グリーン化(GX)の推進

ICTを活用したインフラマネジメントの高度化や生態系を活用した防災・減災対策などのグリーンインフラを進めます。

- ①道路のAIカメラや河川の危機管理型水位計などICT・AIを活用したモニタリング体制を拡充します。
- ②路面標示をはじめとするインフラの維持管理についてAIなどを活用した効率化を進めます。
- ③公共土木工事への県産木材の活用や道路や公園での雨水浸透桝の整備など、 生態系を活用した防災・減災対策に積極的に取り組みます。
- ④街路樹の樹形管理や地域との協働による花植え、美化活動など空間のグリーン化についてメリハリをつけながら進めます。

(4) ポストコロナを見据えた地域づくりの推進

ポストコロナにおける豊かで活力のある地域づくりを実施するため、公共空間 の再編による賑わいの創出や公園を活用したワーケーションなどを進めます。

- ①駅周辺地域における道路空間の再編などによる賑わいの創出や、公共交通の 利便性の向上を社会実験も含めて進めます。
- ②ワーケーションの推進に必要な公園整備や、新たな賑わいを創出するための Park-PFI手法による公園整備を進めます。
- ③観光の復興に向けたアクセス道路の改善、道の駅の利活用、駐車場の整備など、地域の文化、景観にも配慮しながら積極的に取り組みます。

(5) 公共事業の的確な推進

公共事業を効率的かつ円滑に実施し、引き続き順調な執行を確保するため、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づく労働環境の改善やICTの活用、担い手の確保、また、不当要求対策の強化などに取り組みます。

2 主な重点項目

- (1)強靱な県土づくりの強力な推進
 - ◎ 直轄道路事業

予算額 9,410,832千円

[道路企画課(224-3016)]

(**12**, **851**, **832千円** ※R3年度1月補正予算含みベース)

※うちR3年度1月補正予算 1, **720**, **000千円**(**5か年加速化対策分**) 1, **721**, **000千円**(その他分)

地方創生、国土強靱化に資する幹線道路ネットワーク構築・機能強化を促進します。

◎ 道路改築事業

予算額 10,338,004千円

「道路建設課(224-2630)]

 10,338,004円円
 10,338,004円円

※うちR3年度1月補正予算 4,673,028千円(5か年加速化対策分) 388,500千円(その他分)

高規格道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成、第二次緊急輸送道路等の整備や地域ニーズへの的確な対応に向けて、着実な道路整備を進めます。

◎ 道路インフラメンテナンス事業

予算額 1,899,195千円

「道路管理課(224-2677)]

(**2**, **763**, **455千円** ※R3年度1月補正予算含みベース)

※うちR3年度1月補正予算 864,260千円(5か年加速化対策分)

老朽化が進行する道路施設について、予防保全の考え方も取り入れながら、 計画的な点検や効果的な修繕、痛んだ舗装の修繕を着実に進めます。

◎ 緊急輸送道路機能確保事業

予算額 4,931,474千円

[道路建設課(224-2672)]

[道路管理課(224-2677)]

(6, 015, 780千円 ※R3年度1月補正予算含みベース)

※うちR3年度1月補正予算 1.084.306千円(5か年加速化対策分)

災害対応力の充実・強化のため、緊急輸送道路等の土砂災害対策や橋梁耐 震対策を進めます。

◎ 河川事業

予算額 8,897,317千円

「河川課(224-2679)】

(**13**, **525**, **317千円** ※R3年度1月補正予算含みベース)

※うちR3年度1月補正予算 4,628,000千円(5か年加速化対策分) 河川改修等により治水安全度の向上を図るとともに、大型水門等の耐震対 策や、長寿命化計画に基づく計画的な施設の修繕・更新を進めます。また、 流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため、 流域治水プロジェクトを着実に進めます。

◎ 砂防事業

予算額 4、149、897千円

「防災砂防課(224-2697)]

(**6**, **382**, **872千円** ※R3年度1月補正予算含みベース)

※うちR3年度1月補正予算 2,232,975千円(5か年加速化対策分) 砂防えん場や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。

◎ 海岸改修事業

予算額 2,352,363千円

[港湾・海岸課 (224-2690)]

(3, 832, 863千円 ※R3年度1月補正予算含みベース)

※うちR3年度1月補正予算 1,480,500千円(5か年加速化対策分) 堤防等の高潮・侵食対策、耐震対策、海岸堤防強靱化対策を進めます。

◎ 港湾事業

予算額

838,900千円

[港湾・海岸課(224-2691)]

991, 100千円 ※R3年度1月補正予算含みベース)

※うちR3年度1月補正予算 152,200千円(5か年加速化対策分) 港湾施設の定期点検・補修を実施するとともに、岸壁等の老朽化対策を進 めます。また、岸壁、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

◎ 無電柱化事業

予算額 507,000千円

「都市政策課(224-2706)]

579. **166千円** ※R3年度1月補正予算含みベース)

※うちR3年度1月補正予算 72,166千円(5か年加速化対策分) 「三重県無電柱化推進計画」の方針に基づき、電柱倒壊の危険性の高い市 街地の緊急輸送道路の区間において、電線類の地中化を進めます。

◎ 流域下水道事業

予算額 8,072,931千円

「下水道事業課(224-2725)]

, 072, 931千円[下水道事業課 (224-27)8, 482, 931千円※R3年度1月補正予算含みベース)

※うちR3年度1月補正予算 4 1 0. 0 0 0 千円 (5 か年加速化対策分) 公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を 推進するとともに施設の老朽化対策を進めます。

(2) 暮らしに身近な課題への対応の強化

◎ 交通安全事業

[道路管理課(224-2677)]

 予算額
 1,154,213千円
 道路管理課(224-26)

 (
 2,091,104千円
 ※R3年度1月補正予算含みベース)

千葉県八街市の事故を踏まえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対 策箇所について、関係者と連携しながら、スピード感をもって対応します。

◎ 道路維持管理事業

予算額 6,682,688千円

「道路管理課(224-2677)]

 0,002,000円
 L週齢官理誌 (224-20)

 (6,724,688千円
 ※R3年度1月補正予算含みベース)

道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう剥離が進行する道路の路 面標示について、警察と連携しながら改善し、一定の水準の確保・定常化を 進めます。

◎ 道路改築事業【再掲】

予算額 10, 338, 004千円

「道路建設課(224-2630)]

(**15**, **399**, **532千円** ※R3年度1月補正予算含みベース)

地域社会を支える生活道路で車両のすれ違いが困難な未改良区間の解消を 進めます。

◎ 河川堆積土砂対策事業

2, 735, 112千円

[河川課(224-2686)]

河川堆積土砂の撤去および河川内の樹木の伐採を、関係市町と優先度を検 討しながら、連携して実施します。

◎ 海岸ごみ撤去事業

予算額 70.169千円 「港湾・海岸課(224-2700)]

海岸漂着物や流木等を撤去するとともに、海水浴場等の清掃を行います。

◎ 流域下水道事業 【再掲】

予算額 8,072,931千円

[下水道事業課(224-2725)]

8, 482, 931千円 ※R3年度1月補正予算含みベース)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を 推進するとともに施設の老朽化対策を進めます。

◎住宅・建築物耐震促進事業

予算額

164, 520千円

[住宅政策課(224-2720)] 「建築開発課(224-2752)]

木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却等を支援するほか、低コストの補強 工法の普及を図るため、設計者や施工者向けの講習会を開催します。また、 避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。

◎ (一部新*) 空き家対策支援事業

5. O 2 3 千円 [住宅政策課(224-2720)]

特定空家等の除却や移住定住のための空き家リフォームを支援します。ま た、県民等を対象にした空き家の適正管理や活用に係る講習会を開催します。 ※ 個人が実施する特定空家等の除却に対する補助を新たに実施するため、一部新規 事業(一部新)としています。

◎ 公営住宅建設事業

予算額

272.996千円 [住宅政策課(224-2703)]

既存県営住宅の施設の長寿命化のため、外壁改修および屋上防水改修工事 等を行うとともに、居住性を高めるため、バリアフリー改修や子育て世帯向 けの住戸内の改修工事を行います。

(3) デジタル化(DX)、グリーン化(GX)の推進

◎ 道路維持管理事業 【再掲】

予算額 6,682,688千円

[道路管理課(224-2675)]

6. **724**. **688千円** ※R3年度1月補正予算含みベース)

街路樹の樹形管理や地域との協働による花植え、美化活動など空間のグリ ーン化やAI技術等デジタル化による維持管理の高度化・省力化を進めます。

◎ 河川事業 【再掲】

予算額 8,897,317千円

「河川課(224-2682)】

(**13**, **525**, **317千円** ※R3年度1月補正予算含みベース)

避難に資するソフト対策として、水位・雨量情報システムの更新や簡易型 河川監視カメラをはじめとする水害リスク情報の発信など、DXの推進に取 り組みます。

(4) ポストコロナを見据えた地域づくりの推進

◎ 道路調査

予算額

20.550千円 「道路企画課(224-2739)]

地域の自立的発展や地域間の連携を支える高規格道路の予備設計を進めま す。また、駅周辺地域における道路空間の再編などによる賑わいの創出や、 公共交通の利便性の向上を社会実験も含めて具体化できるよう検討を進めま す。

◎ 都市公園整備事業

予算額 624,750千円

「都市政策課(224-2706)]

, 750千円 **[都市政策課(224-2**7 **781, 230千円** ※R3年度1月補正予算含みベース) ワーケーション推進に必要な公園整備や新たな賑わいを創出するための Park-PFI手法による公園整備を進めます。

◎ 都市計画策定事業

42.639千円 「都市政策課(224-2718)] 予算額

都市計画決定(変更)の基礎資料とするため、人口規模や土地利用等に関 する現況および将来の見通しについての基礎調査を行うとともに、都市計画 区域マスタープランに沿った都市計画の策定を進めます。

第三次三重県建設産業活性化プラン

1 概要

地域の建設業は県民生活に必要不可欠な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の 安全・安心や雇用の確保などの重要な役割を担っています。

建設業がその役割を今後も果たしていくためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点を踏まえ、令和2年3月に策定した「第三次三重県建設産業活性化プラン」(以下「第三次活性化プラン」という。)により建設業の活性化に取り組んでいます。計画期間は、令和5年度までの4年間としています。

また、発注者間の連携を強化するために設置した中部ブロック発注者協議会三重県部会において、第三次活性化プランの趣旨を市町へ周知し協働して取組を進めていきます。

2 令和4年度の主な取組

(1) 取組1 担い手確保や労働環境改善の取組

建設業の最優先課題である担い手確保や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めます。

【主な施策】

① 若手入職者確保・育成(定着)の支援

新たに「担い手確保支援チーム」を設置し、魅力発信を加速させます。

・建設企業と教育機関との連携の支援

(県立高校への訪問継続、私立高校、大学への訪問拡大)

(インターンシップや出前講座などの支援)

(教員と建設企業との交流会の開催)

・建設業の魅力発信の支援

(現場見学会の開催)

(新たに発足した建設業協会の女性部会と連携し、女子学生との意見交換(入職)、女性技術者交流会(定着・活躍)の開催)

- ② 長時間労働の是正と労働環境改善
 - ・週休二日制工事の拡大

(対象工事の拡大、経費の補正継続、当初積算時に費用計上)

・適正な下請契約の促進

(技能労働者の賃金実態〈工事全体に占める労務費〉調査)

・建設キャリアアップシステム活用(モデル工事を試行)

(2)取組2 生産性向上への取組

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産 性向上の取組を進めます。

【主な施策】

- ① 生産性の向上
 - ・施工時期の平準化
 - ・総合評価方式における書類の簡素化
- ② 建設現場での情報通信技術の活用
 - ・ICT活用工事の推進(適用工種の拡大)
 - · B I M / C I M の試行の継続
 - ・遠隔臨場の推進
- (3) 取組3 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

社会資本の整備や維持修繕の担い手として期待される役割が将来にわたり果たされるよう、技術や技能の承継や新技術の活用に向けた取組を進めます。

【主な施策】

- ① 若手技術者の登用の促進
 - ・入札契約制度の改善

(総合評価方式において若手技術者の配置を考慮した評価の試行継続、効果検 証)

(県発注工事の若手技術者等配置実績を工事成績で評価継続、効果検証)

- ② 新技術(情報通信技術等)の活用
 - ・ I C T 活用工事の推進【再掲】
- (4) 取組4 地域維持や災害対応への体制強化の取組

維持修繕業務や災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を確保する体制強化の取組を進めます。

【主な施策】

- ① 地域維持への体制強化
 - ・地域維持型業務委託・工事の改善 (地域維持型業務の指示限度額引き上げ)
- ② 災害対応への体制強化
 - ·建設企業の災害対応力の維持・向上 (建設企業の事業継続計画(BCP)策定の促進)
 - ・複数の建設企業による災害対応訓練の支援
- (5) 取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

建設業が将来にわたり存続できるよう、適正な利潤の確保や安定経営に向けた取組を 進めます。

【主な施策】

- ① 適正な利潤の確保
 - ・ダンピング受注の防止 (調査基準価格の算定式見直し)

- ・適正な予定価格の設定と適切な設計変更
- ② 計画的な入札参加の促進
 - ・発注見通しの改善(工事規模の細分化表示等)
- ③ 受注機会の確保
 - ・入札契約制度の改善

(総合評価方式の一括審査方式、価格競争方式の一抜け方式を積極的に活用)

入札 · 契約制度

1 現状

公正性、透明性を確保しつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)の基本理念である「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等」を実現するため、入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいます。

(1)入札・契約方式

建設工事の入札・契約方式は以下のとおりです。

入札·	契約方式	適用					
	一般競争入札	WTO対象工事(※)					
一般競争入札 	条件付き一般競争入札	建設工事の入札全般					
指名競争入札		測量・設計等業務委託 など					
随意契約		緊急を要する工事 など					

[※] WTO対象工事とは、世界貿易機関政府調達協定に基づき設計金額が1500万 SDR(22.8 億円)以上の工事をいう。

(2) 予定価格

三重県会計規則に基づき、契約金額の上限基準となる予定価格を設定しています。

(3) 落札者の決定方式

- ① 価格競争方式
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式です。
- ② 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式です。

(4)最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに基準となる価格(最低制限価格)を設定し、これに満たない価格で入札した者を失格とする制度です。建設工事では、価格競争方式の案件に適用しています。

(5) 低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、基準となる価格(調査基準価格)に満たない価格で入札した者に対し、その価格によって契約を履行できるか否かを調査し落札者を決定する制度です。建設工事では、総合評価方式の案件に適用しています。

(6) 三重県建設工事等入札参加資格

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、以下の①~③を満たす必要があります。

- ① 建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けていること
- ② 同法第 27 条の 23 に基づく経営事項審査を受けていること
- ③ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること

(7)三重県建設工事発注標準【表-1】【図-1】

本県では、「建設工事」のうち、以下の6業種について格付けを行っています。

土木一式工事	A~C	建築一式工事	A~C	電気工事	А、В
管工事	A, B	舗装工事	A, B	造園工事	А、В

格付けは、経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点および1級技術者数からなる格付基準により行っています。

格付けに応じて、発注する工事の設計金額の入札に参加できる基準を「三重県建設工事発注標準」として定めています。

(8)資格(指名)停止措置

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者が、法律に違反するなどの行為により、契約の相手方として不適当であると認めた場合、期間を定めて入札に参加させない措置を行います。

2 取組方針

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」および「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいきます。

3 令和4年度の主な取組

(1)入札・契約制度の適正な運用

各種制度の周知徹底、入札等監視委員会の審議・確認など入札・契約制度の適正な運用を行います。

(2) 低入札調査基準価格・最低制限価格の算定式の見直し

国土交通省は、令和4年2月に同年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低 入札調査基準価格の一般管理費等の算入率を引き上げることを発表しました。

このことを受けて、本県においても低入札調査基準価格(最低制限価格)の算定式における一般管理費等の算入率の見直しを検討します。

(3)予定価格の事後公表

適切な見積りを行わずに入札に参加する建設企業の排除とくじ引きの抑制対策として、予定価格の事後公表を引き続き試行します。

表-1 三重県建設工事発注標準

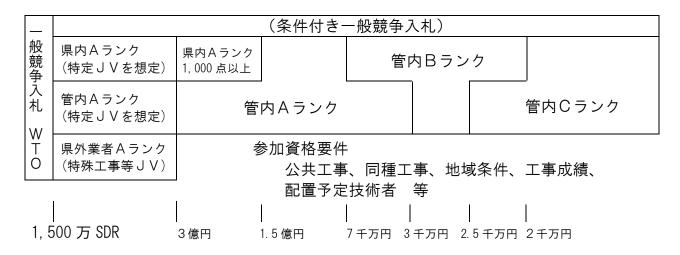
〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
А	3, 000万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
В	2, 000万円以上 7, 000万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
С	2, 500万円未満	上記以外のもの

- 総合点=経営事項評価点数+技術等評価点数
 - ※技術等評価点数=①工事成績による点数
 - -②資格(指名)停止期間による点数
 - +③環境マネジメントシステム導入による点数
 - +④品質管理マネジメントシステム導入による点数
 - +⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

図-1 発 注 方 法

[土木一式工事]



総合評価方式

1 概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げています。

三重県では、品確法の趣旨を踏まえ平成19年度から総合評価方式を導入しています。

(1)総合評価方式の対象

【建設工事】

- ① 土木一式工事: 予定価格5千万円以上
- ② 建築一式工事:予定価格1億円以上
- ③ 舗装・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事:予定価格3千万円以上
- ④ 上記①から③に該当しない工事:予定価格7千万円以上 また、平成30年度からは、土木一式工事の一部で、予定価格3千万円から5千万円 を対象とした特別簡易型総合評価方式を試行。

【測量業務】

① 業務予定価格5百万円以上で、難度の高いもの

【設計業務】

- ① 3百万円以上で、概略・予備・基本設計などの業務
- ② 5百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難度の高い業務の設計 業務

<令和3年度実績>

- ・建 設 工 事:全発注件数1,185件のうち571件で総合評価を実施・測量・設計業務:全発注件数786件のうち152件で総合評価を実施
- (2)建設工事における総合評価方式の型式
 - ① 簡易型(予定価格12億円未満)
 - ② 標準型(予定価格12億円以上)
 - ③ 高度技術提案型(標準型のうち、高度な技術提案を必要とするもの)

(3)建設工事における落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と各評価項目の評価に応じた加算点により評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者としています。

<建設工事における評価値の算出式>

(標準点+加算点) 評価値= 入札価格

標準点(100点)

加算点:簡易型(10~25点) 加算点:標準型(35点)

(4) 建設工事における評価項目の配点内訳

土木一式工事(簡易型B)における評価項目の標準の配点は、次の表のとおりです。

, 0							
項目	配点	全体に 占める 割合 (%)	主な評価対象実績				
地域精通度・貢献度	37	17	本店所在地、災害協定の訓練実績等				
社会貢献度	15	7	男女共同参画活動実績、障がい者雇用実績等				
企業の技術力等	58	27	企業の工事実績、工事成績等				
技術者の能力	25	12	配置予定技術者の工事実績、CPD実績 (*) 等				
技術提案等	80	37	技術提案、ヒアリング				
換算前加算点満点	215	100					
加算点満点	20	換算前加算点(215点)を加算点(20点)に換算					

(*) CPD: 技術者の継続教育

2 取組方針

「品確法」及び「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、引き続き総合評価方式の改善を図りながら適用していきます。

3 令和4年度の主な取組

入札参加者や学識者の意見も聞きながら、公平性・透明性の確保ができるよう、状況の 変化に応じた制度の改善に取り組んでいきます。

土木一式工事における総合評価方式 令和4年度 標準案

		簡易型B 技術提案 1テーマ						
大巧	頁目	中項目	小項目		標準的	引型B な配点 案)		評価基準・配点等の設定の考え方
			本店等所在地	10				
	地	地域精通度	施工箇所地域 における工事実績	5	15			
	域精		雪氷対策元請実績	5				
	通度		小規模業務委託元請実績	5				
	貢献	地域貢献度	公共施設美化活動実績	3 22				
	度		災害協定の評価	9	-			・県との災害協定で、協定締結後5年以上の継続した伝達訓練を行っている団体との協定:9点 ・県及び県以外との災害協定:3点
			次世代育成支援活動実績			_		
			男女共同参画活動実績					
	社会		障がい者雇用実績	10	10			・5項目(「次世代育成」、「男女共同参画」、「障がい者雇用」、「環境マネジメント」、 「人権に関する取組」)を実績等項目数により評価
企	貢献	社会貢献度	環境マネジメントシステムの認証					(5項目:10点、4項目:9点、3項目:8点、2項目:7点1項目:5点、左記以外:0点)
-	度		人権に関する取組実績					
業			県内企業による施工	5	5			
Ø		工事実績	 評価対象工事の実績	20				
能力等	企業の技術力:	工事成績	申告工事成績点又は総合点	20	48	110	135	・企業が自ら選んだ三重県の直近過去3年度及び当該年度の入札公告日までに通知 (工事成績認定書)した工事成績点を評価 (85点以上:20点、75点~85点未満:(申告工事成績点-75)+10、75点未満:10点) ・国交省中部地方整備局又は国交省近畿地方整備局が前年度公表している最新の 工事成績評定平均点を評価 ・上記三重県の工事成績点及び国交省が公表している工事成績評定平均点がない場合 は、入札公告日時点の建設工事等入札参加資格者名簿の総合点を評価 (970点以上:10点、840点~970点未満:(総合点-840)/(970-840)×10、 840点未満:0点)
	等	品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	3				
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5				
		受注工事高	1級技術者1人あたりの 公共機関等発注の 契約額2千5百万円以上の 土木一式工事の契約済額	10	10	1		・受注工事高をベースとした評価 (5千万円未満:10点、5千万円から1億5千万円未満:10-(受注工事高-5千万円)×10/1 億円、1億5千万円以上:0点)
			1企業あたりの当該年度の 三重県発注の契約金額 5百万円以上の土木一式工事の 契約金額					当該工事の入札に参加する者が、対象工事の当初契約金額の合計が5千万円未満の場合に評価します。 ※原則設定せず、地域の実情により選択可能(配点:3~5点)
		配置予定技術者の 工事実績等	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	20				評価対象工事の実績がなくても配置予定技術者が39歳以下なら18点の加点(試行)
技術者の能	技術者の能	配置予定技術者の 資格保有状況	技術士・1級土木施工管理技士・ 1級建設機械工技士・国土交通 大臣が建設業法第15条2号のイと 同等以上の能力を有するものと 認定した者の資格		25	25		予字価格8千万円未満の場合は評価 ・設定時の標準配点:5点 ・配置予定技術者が39歳以下なら2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士の資格を保有していれば3点の加点(試行)
カ	カ	配置予定技術者の 継続学習制度 (CPD)	継続学習制度の単位取得状況	5				
技術提	技術提案	技術提案	発注者が指定するテーマ・ 項目について 施工上留意すべき課題と対策	60	80	80	80	・1テーマあたり3項目 ・提案を求める項目内容を全て明示 ・項目毎配点を項目の重要度等に応じて設定し明示 ・項目毎に5段階評価
案等	ヒアリング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20				・5段階評価 ※新型コロナウィルス感染防止対策として、ヒアリングを設定しないことで対応

24

換算 20.00 (※換算時、小数3位切り捨て) 点

215

(標準点 100点) + 加算点 20点換算

不当要求根絶に向けた取組

1 現状

令和2年7月に県内の内水面漁業協同組合の組合長が県発注の公共工事を巡り受注者への協力金等の恐喝容疑で逮捕された事件を受けて、令和3年6月に警察や弁護士会等と連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を設立し体制の強化を図りました。さらに、令和3年9月に「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」を制定し協力金の廃止を定めるなど、県発注工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向けた取組を行っています。

2 取組方針

地域に貢献する建設業者が安心して事業を営むことができるよう、引続き関係機関が連携し必要な措置を講じることにより、不当要求等の根絶に向けた取組を実施していきます。

3 令和4年度の主な取組

建設工事等の受注者への不当要求等に対して、警察や建設業界などと連携した「三重 県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、建設工事等の不当要求根絶に 取組みます。

また、「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」については、農林水産部と県土整備部において毎年検証し継続運用を行っていきます。

幹線道路網(高規格道路・直轄国道)の整備

1 現状

県内の高規格道路の整備として、昨年度の国道 42 号熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通をはじめ、国道 306 号鈴鹿亀山道路が令和4年度新規事業化されるとともに、新宮紀宝道路の開通見通しが令和6年秋頃と公表されたところです。

直轄国道においては、国道 1 号北勢バイパスの市道日永八郷線から国道 477 号バイパス間約 4.1km の開通見通しが令和 6 年度、国道 23 号中勢バイパスの鈴鹿(安塚)工区約 2.8km の開通見通しが令和 5 年度と公表されるなど、幹線道路ネットワークの着実な整備が図られています。

なお、主な事業の進捗状況は、次頁に記載しています。

2 取組方針

- ・近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど、県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域間の交流・連携を進め、地域の経済活動の活性化を図るため、引き続き幹線道路ネットワークの整備促進を図ります。
- ・事業中区間の整備促進や開通見通しの早期公表について、関係市町や民間企業、民間 団体と連携し、引き続き国等に対し働きかけていきます。
- ・コロナ時代の社会変容に対応し、インフラの新たな価値観を創造しつつ、豊かで活力 のある地方創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出や観光の復興に向 けた道路整備により、ポストコロナを見据えた地域づくりを推進します。

3 令和4年度の主な取組

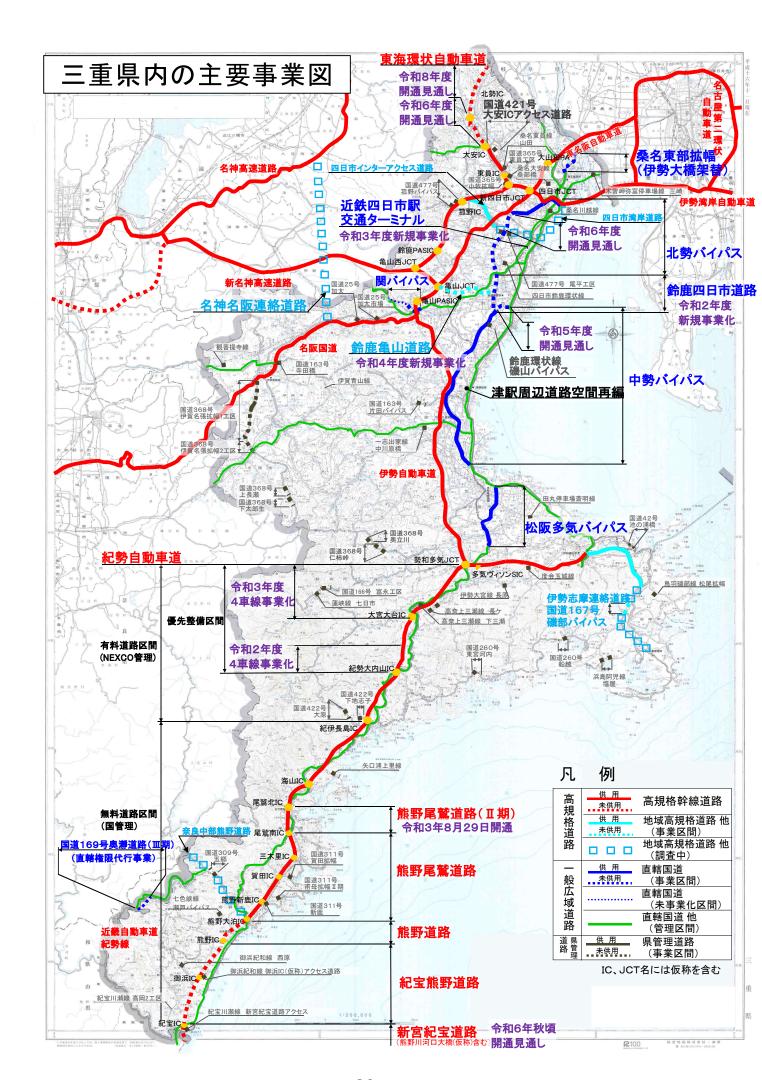
- ・新名神高速道路(6車線化)、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)、近畿自動車道紀勢線等の高規格道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の整備促進を図る取組を推進します。
- ・県内外の交流・連携を広げるため、道路ネットワーク機能の強化をめざし、鈴鹿亀山道路の早期整備、名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。
- ・熊野道路、紀宝熊野道路及び新宮紀宝道路については、用地取得や埋蔵文化財調査の 事業調整を県土整備部近畿道紀勢線推進プロジェクトチームが国や関係市町等と連携 して取り組み、整備促進を図ります。
- ・県都の顔となる津駅周辺において、道路空間の再編などによる賑わいの創出や公共交通 の利便性の向上を図るため、令和4年3月に策定した「津駅周辺道路空間の整備方針」 を基に、社会実験も含めて整備方針の具体化を進めます。

<主な事業の進捗状況>

令和4年3月末時点

	事	車架ナル	中米加田	用地進捗	# *
	事 業 名 	事業主体	事業概要	事業進捗	備 考
1	東海環状自動車道 (北勢〜四日市)	国 中日本高速	L= 14.4km	100%* 79%*	(北勢 IC (仮称)〜大安 IC) 令和6年度開通見通し L=6.6km
2	東海環状自動車道 (養老~北勢)	国中日本高速	L= 18.0km	99%* 28%*	(養老 IC~北勢 IC (仮称)) 令和8年度開通見通し L=18.0km
3	紀勢自動車道(4車線化) (勢和多気 JCT〜大宮大台 IC)	中日本高速	L= 10.9km	100% -	(勢和多気 JCT~大宮大台 IC) 令和3年度事業化
4	紀勢自動車道(4車線化) (大宮大台 IC~紀勢大内山 IC)	中日本高速	L= 6.2km	100% -	(大宮大台 IC~紀勢大内山 IC の一部) 令和2年度事業化
5	国道 42 号 熊野道路	玉	L= 6.7km	100% 32%	
6	国道 42 号 紀宝熊野道路	国	L= 15.6km	6% 2%	令和元年度新規事業化 令和2年度用地買収着手
7	国道 42 号 新宮紀宝道路	玉	L= 2.4km	100% 74%	令和6年秋頃開通予定 L=2.4km
8	国道1号桑名東部拡幅	玉	L= 3.9km	61% 53%	
9	国道1号北勢バイパス	国	L= 21.0km	82% 71%	(市)日永八郷線〜国道 477 号 BP 令和 6 年度開通予定 L=4. 1km
10	国道1号関バイパス	国	L= 2.5km	96% 67%	
(1)	国道 23 号 鈴鹿四日市道路	国	L= 7.5km	0% 1%	令和2年度新規事業化
12	国道 23 号中勢バイパス	玉	L= 33.8km	100% 92%	鈴鹿市北玉垣町~鈴鹿市野町 令和5年度開通予定 L=2.8km
13	国道 42 号 松阪多気バイパス	玉	L= 11.9km	100% 85%	
14)	国道 306 号 鈴鹿亀山道路	県	L= 10.5km	-	令和4年度新規事業化

※国のみの進捗率



①東海環状自動車道(いなべ市大安町地内)



⑤熊野道路(熊野市大泊地内)



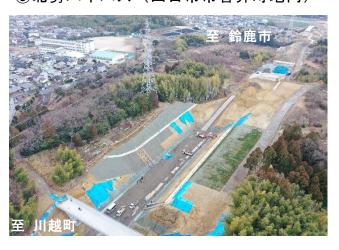
⑦新宮紀宝道路(熊野川河口大橋(仮称))



⑧桑名東部拡幅 (伊勢大橋架替)



⑨北勢バイパス (四日市市曽井町地内)



⑩中勢バイパス(鈴鹿市北玉垣町地内)



県管理道路の整備

1. 現状

県管理道路の改良率は全国平均を大きく下回っており、地域間交流や観光地へのアクセスに時間を要しています。また、生活道路については、道路幅員が狭く、車両のすれ違いが困難な箇所があることから、安全・安心で円滑な道路整備が求められています。

2. 取組方針

高速道路および国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する道路ネットワークや観光 復興に向けたアクセス道路の整備を進めます。また、生活道路で車両のすれ違いが困難な 箇所の解消などに向けた道路の整備を進めます。

3. 令和4年度の主な取組

令和4年度に完成を予定している主な箇所は以下のとおりです。

- ○道路ネットワークの強化 国道477号(尾平)、県道度会玉城線、県道伊勢大宮線(長原)
- 〇観光復興に向けたアクセス道路の整備 県道 鳥羽磯部線(松尾拡幅)
- ○すれ違い困難箇所の解消県道桑名東員線(山田)、国道25号(加太市場)、県道観菩提寺線、 県道伊賀青山線、県道紀宝川瀬線(高岡2工区)

○令和4年度に完成予定箇所の事例 県道 桑名東員線(山田)



国道477号(尾平)



国道25号(加太市場)



県道 度会玉城線



県道 伊勢大宮線(長原)



県道 鳥羽磯部線(松尾拡幅)



県道 観菩提寺線



県道 紀宝川瀬線



道路の防災対策

1. 現状

災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、確実に通行できる緊急輸送道路が求められています。緊急輸送道路の中には大規模災害時に被災する恐れがある場所や車両のすれ違いが困難な区間があり、これらの箇所の対策が求められています。

2. 取組方針

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違いが困難な箇所を広げる対策に取り組みます。

3. 令和4年度の主な取組

令和4年度に完成を予定している主な箇所は以下のとおりです。

- ○橋の落橋や倒壊対策 国道260号(海望橋・東宮橋)、国道306号(藤原大橋・菰野大橋)、 国道368号(天王大橋)、国道166号(高見大橋)
- 〇洪水で橋が流されない対策 県道香良洲公園島貫線(香良洲橋)

○令和4年度に完成予定箇所の事例 国道306号(菰野大橋) [橋の落橋や倒壊対策]



県道香良洲公園島貫線(香良洲橋) 〔洪水で橋が流されない対策〕



道路の維持管理

1 道路施設の現状

県管理道路の路線数、実延長 (R3.4.1現在)

種	別	路線数	実 延 長(km)
国道(県管理)	20	795. 6
県道		305	2, 651. 2
国道·	県道計	325	3, 446. 8

主要な道路施設の内訳

(R3.3.31現在)

種別	橋梁	トンネル	横断 歩道橋	シェット゛	大型 カルバート	門型 標識
施設数	4, 210	127	106	22	44	22

2 取組方針

道路利用者が安全・安心・快適に通行いただけるよう、道路施設について、計画 的な点検、修繕を行うなど、適切な維持管理に取り組みます。

- (1) 定期点検(1回/5年)の実施
- (2) 定期点検結果に基づく修繕
- (3) 市町職員への技術的サポート
- (4) 住民参加による維持管理の推進
- (5) 新たな財源確保の推進
- (6) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用による、のり面 等の防災対策、道路冠水対策等の推進、舗装の老朽化対策

3 令和4年度の主な取組

- (1)定期点検(1回/5年)の実施橋梁841橋、トンネル23本、横断歩道橋23橋、シェッド2基、門型標識4基
- (2) 定期点検結果に基づく修繕 過年度の定期点検結果で修繕が必要となった施設の修繕工事 橋梁 92 橋、トンネル 23 本、横断歩道橋 1 橋
- (3) 市町職員への技術的サポート

三重県道路インフラメンテナンス協議会や様々な研修会を活用した市町職員へ の技術的サポート (4) 住民参加による維持管理の推進

道路美化ボランティア活動助成事業、ふれあいの道事業、草刈り作業の自治会 等への業務委託

花植え活動を通じて、地域の絆を強めていく「みえ花と絆のプロジェクト」を 10建設事務所が12箇所で実施しました。

- (5)新たな財源確保の推進 歩道橋ネーミングライツ 12件(令和4年3月末現在)
- (6)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用による、のり面 等の防災対策等の推進 のり面等の防災対策19箇所、トンネル照明の停電節電対策13箇所

●橋梁修繕 定期点検結果に基づく対策事例 桁と支承の修繕







桁と支承の修繕を実施

●三重県道路インフラメンテナンス協議会の研修事例

点検技術力の向上を図るため研修を実施



橋梁点検について説明



点検ロボットでの撮影データを見学

●みえ花と絆のプロジェクト



県道大台宮川線(大台町)



県道津関線(津市)

●歩道橋ネーミングライツ(令和4年3月末現在:12件)

・亀山市 御幸(みゆき)歩道橋「白熊ラーメン亀山本店ブリッジ」

・松阪市 花田(はなだ)歩道橋「株式会社エコクリーン1号歩道橋」

·桑名市 益生(ますお)歩道橋「建設業協会桑員支部歩道橋」

・鈴鹿市 平田駅前(ひらたえきまえ)歩道橋「高所作業車レンタル スカイリースブリッジ」

・鈴鹿市 三日市(みっかいち)歩道橋「トラック輸送・倉庫 三重執鬼(トルキ)ブリッジ」

・四日市市 浜旭(はまあさひ)歩道橋「エムシーパートナーズ歩道橋」

・四日市市 いかるが歩道橋「富一コンクリート(株)1号歩道橋」

・松阪市 宮町(みやまち)横断歩道橋「株式会社エコクリーン2号歩道橋」

・松阪市 大平尾(おおびらお)歩道橋「株式会社エコクリーン3号歩道橋」

・四日市市 蔵町(くらまち)歩道橋「九鬼ヤマシチ純正胡麻油歩道橋」

・鈴鹿市 保育園前(ほいくえんまえ)歩道橋「かきくけコーポレーションはひふ へ歩道橋」

・松阪市 鎌田(かまだ)横断歩道橋「総合物流業三重海運株式会社歩道橋」



^{ほいくえんまえ} 保育園 前 歩道橋 「かきくけコーポレーションはひふへ歩道橋」 (鈴鹿市)



^{かまだ} 鎌田横断歩道橋 「総合物流業 三重海運株式会社 歩道橋」 (松阪市)

交通安全対策

1 現状

(1) 通学路交通安全プログラム

平成25年から道路管理者、県警察、教育委員会及び学校等が連携して「通学路交通安全プログラム」の策定を進め、平成28年度より同プログラムに基づき危険箇所の対策を重点的に実施しています。

(2)事故危険箇所

国土交通省では、幹線道路において死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している交差点や単路部を「事故危険箇所」として指定しています。

これまで令和2年度を期限とした第4次事故危険箇所(県管理26箇所)の対策 が完了しました。

引き続き、第5次社会資本整備重点計画において、第5次事故危険箇所(県管理35箇所が指定されました。

(3) 区画線引き直し

- ・区画線について、平成29年度に剝離度に関する調査を実施して、剝離度を I ~ IV の4段階で判定したところ、県管理道路上では、剝離度 IV (極めて剥離が進んだ区画線)が約1,400km、剝離度 II (剥離の進んだ区画線)が約800kmあることが判明しました。このため、平成30年度から重点的に引き直しを進め、令和2年度末に剥離度 IV の引き直しが完了し、令和3年度末に剥離度 II の引き直しが完了しました。
- ・また、引き直しにあたっては、県警察との同時施工・一体施工に取り組んでおり、令和3年度は、同時施工118箇所、一体施工1箇所を実施しました。
- ・路面標示についての検討・調整等を行うことを目的として、直轄国道事務所、 県警察、県で組織する「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を令和2年7月27 日に設立し、国、県警察、県の三者が連携した同時施工、高耐久性塗料による試 験施工及びモニタリング調査、AI技術の活用による劣化状況などの把握につ いて検討等を行なっており、令和3年度に高耐久性塗料による試験施工を実施、 モニタリング調査開始とAI技術の三重大学、県警察と共同開発を開始しまし た。

(4)交通安全対策補助制度(地区内連携)

令和2年度に創設された交通安全対策補助制度(地区内連携)について、鈴鹿市、明和町で協議会を立ち上げ、関係行政機関や関係住民の代表者等と地区内の対策等について調整を行い、令和3年度に補助事業として新規採択されました。

(5)交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)

令和4年度に創設された交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)について、 千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づく交通安 全対策の推進のため、令和4年度に補助事業として新規採択されました。

2 取組方針

(1)通学路交通安全プログラム

PDCAサイクル(合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実)により、関係者とともに取組を推進します。

通学路の安全確保に向けたPDCAサイクル



(2)事故危険箇所

県管理道路の「事故危険箇所」として指定された箇所について、すみやかに県警察と対策内容等について協議を行い、令和7年度までの対策完了に向け取組を推進します。

(3)区画線の引き直し

- ・新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを進め、令和4年度以降、早期の剝離度 Ⅱ以内の定常化を目指します。
- ・県警察との一体施工・同時施工について、令和2年度の実績以上を目標とし取 組を推進します。
- ・令和3年度に開催した「第3回三重県内道路路面標示連絡調整会議」において 確認した令和4年度取組方針を推進します。

(4)交通安全対策補助制度(地区内連携)

令和3年度に鈴鹿市、明和町の対策が補助採択されたことから、市町と連携し計画的に地区内の対策を推進します。

また、本補助制度の活用について市町に再周知を行い、他の市町と連携した交通安全対策を推進します。

(5)交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)

早期対策完了に向けて、計画的・集中的な交通安全対策を推進します。

3 令和4年度の主な取組

(1)通学路交通安全プログラム

「通学路交通安全プログラム」に基づき、23箇所の歩道整備を実施する予定です。(うち、令和4年度完了予定箇所9箇所)

(2)事故危険箇所

県管理道路の「事故危険箇所」として指定された箇所について、すみやかに県警察と対策内容等について協議を行い、事業計画を策定します。

(3)区画線の引き直し

- ・令和4年度以降、早期の剥離度 以内の定常化を目指し、新たに剥離が進んだ区 画線の引き直しを着実に進めます。
- ・道路管理者が設置・管理する区画線と県警察が設置管理する路面標示の一体施工・同時施工について、令和2年度以上の実施を目指します。
- ・令和3年度に開催した「第3回三重県内道路路面標示連絡調整会議」において確認した令和4年度取組方針に基づき、国、県警察、県の三者が連携した同時施工に向けた協議調整を進めるとともに、塗直しに関する道路利用者の意見を反映する等の同時施工の仕組みの改善を進めます。また、令和4年度からは13市町を含めた"担当者会議"を設置し、路面標示に関する情報共有、同時施工の調整・実施など連携した取組を始めるとともに、市町との連携の拡大等について検討を進めます。
- ・平成3年度から開始した通常塗料と高耐久性塗料を使用した区画線の劣化状況 モニタリング調査を継続し、区画線の耐久性把握に向けた取組を進めます。 さらに、AI技術の活用による路面標示の劣化検知システムの共同開発を令和 4年度に実証運用開始し令和5年度以降の本運用を目標に三重大学、県警察と ともに進めます。

(4)交通安全対策補助制度(地区内連携)

鈴鹿市(神戸・河曲地区) 明和町(斎宮地区)について、市町と連携し、計画的に地区内の対策を実施します。

(5)交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)

令和4年度に新規採択された10箇所(鈴鹿、松阪、伊勢)の早期対策完了に向けて、計画的・集中的な交通安全対策を推進します。

●交通安全対策を実施した事例

交通安全対策事業

【国道311号 熊野市金山町】

対策前



歩道がなく路肩も狭小であり、通学児童等が危険 な状態

対策後



通学児童等の安全確保を図るため、歩道整備事業 により歩行空間を確保

交通安全対策事業

【県道須賀利港相賀停車場線 北牟婁郡紀北町】

対策前

対策後



センターライン・外側線が消えており、車両通行が 危険な状態



車両通行の安全確保を図るため、区画線の引き直 しを実施

流域治水の推進

1 取組方針

気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設などの対策をより一層加速するとともに集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたるあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」の取組を進めます。

「流域治水」の取組にあたっては、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフトー体で多層的に進めます。

- ①氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策
 - ・河川堤防や遊水地等の整備、ダムの建設・再生
 - ・雨水貯留浸透・排水施設の整備
 - ・砂防関係施設の整備
 - ・海岸保全施設の整備
 - ・利水ダムの事前放流
 - ・利水ダムの事前放流等の判断に資する雨量予測の高度化
 - ・水田の貯留機能の向上
 - ·森林整備、治山対策
 - ・民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備
 - ・未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設等の整備 など
- ②被害対象を減少させるための主な対策
 - ・高台まちづくりの推進(線的・面的につながった高台・建物群の創出)
 - ・リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導 など
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための主な対策
 - ・ハザードマップやマイタイムライン等の策定
 - ·要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策
 - ・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流出防止対策
 - ・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策
 - ・学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持 など

2 流域治水プロジェクトに基づく取組の推進

流域全体で取り組む治水対策の全体像を県民に示すため、国、県、市町、利水者などの関係者と連携し、地域の特性を踏まえた上で「流域治水プロジェクト」として取りまとめました。

国、県が管理する一級水系7水系の流域治水プロジェクトについては、令和2年度末に、県が管理する二級水系73水系については、令和3年度末に10圏域に取りまとめて策定・公表しました。

河川の整備

1 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策

(1) 洪水防止対策

①事業目的と取組方針

近年、局地的な集中豪雨や台風の大型化に伴う豪雨が頻発化・激甚化しており、浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備やダムの建設等、河川施設の整備を進めています。

県管理河川においては浸水被害の防止・最小化のため、「防災・減災、国土 強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に活用し、集中的に河川整備を進 めるとともに既存ダムの事前放流など「流域治水」の取組を進めていきます。

②令和4年度の主な取組

相川(津市)、三滝新川(四日市市)など19河川で河川改修事業を実施するとともに鳥羽河内川(鳥羽市)では令和10年度の完成を目指し鳥羽河内ダム建設事業を実施します。

また、釜屋川排水機場(鈴鹿市)など12河川で長寿命化計画に基づく延命 化対策を実施します。

(2) 地震・高潮対策

①事業目的と取組方針

大規模地震や高潮等による浸水被害を軽減するため、河口部の河川堤防、大型水門の地震・高潮対策を進めます。

②令和4年度の主な取組

鍋田川(木曽岬町)など6河川で河川堤防・河口部の大型水門等の耐震対策 を実施します。

(3)河川堆積土砂撤去等

①事業目的と取組方針

河川の流下能力を早期に回復させ、洪水時の被害を軽減するために、堆積土砂の撤去及び雑木の伐採を進めています。

実施にあたっては、関係市町と市町管理区間を含めた河川全体の情報共有により実施箇所の優先度を検討するなど、連携して取り組みます。

撤去した土砂については、公共事業への活用や市町など地域の協力も得ながら残土処分地を確保します。

また、民間による砂利採取を活用し、河川全体の堆積土砂量の縮減に取り組んでいます。

さらに、砂防えん堤の堆積土砂撤去や治山部局とも連携しながら、河川内への土砂堆積の抑制に向けた取組も進めます。

②令和4年度の主な取組

約 26 万㎡ (予定)の堆積土砂撤去を進めるとともに、砂利採取においては、

堆積土砂状況により堆積土砂撤去方針の適用期間の延伸を検討し、また引き続きヨシ草や表土の撤去、仮置き採取などの促進策の運用を行い、堆積量の縮減を図ります。

(4)直轄河川改修事業

①事業目的と取組方針

国が管理する一級水系において直轄事業として浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備やダムの建設等、河川施設の整備を進めています。

②令和4年度の主な取組

中部地方整備局管内で鈴鹿川など5水系5河川、近畿地方整備局管内で熊野川など2水系3河川で河川改修事業を実施します。

また、水資源機構により川上ダム(令和4年度完成予定)において事業を実施します。

2 被害の軽減、早期復旧のための対策

(1) ソフト対策

①事業目的と取組方針

県民の皆さんがリスクを把握し、主体的な避難行動に資するソフト対策について、国、県、市町等で構成する大規模氾濫減災協議会等を県内 10 の圏域で設置して、減災のための目標を共有し、住民の避難に資する取組などを一体的、総合的に推進しています。

②令和4年度の主な取組

住民の避難に資する水位・雨量等の情報を適切に発信するため、水位・雨量情報システムの更新を行うとともに、河川DX中期計画に基づき、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置などを推進します。

(2)災害復旧

令和3年は、9月の台風14号等により44箇所の災害が発生しました。現在、早期復旧に向けて工事実施中であり(施工時期の調整が必要なものを除く、令和4年4月末の契約率77%)、早期完成に努めていきます。

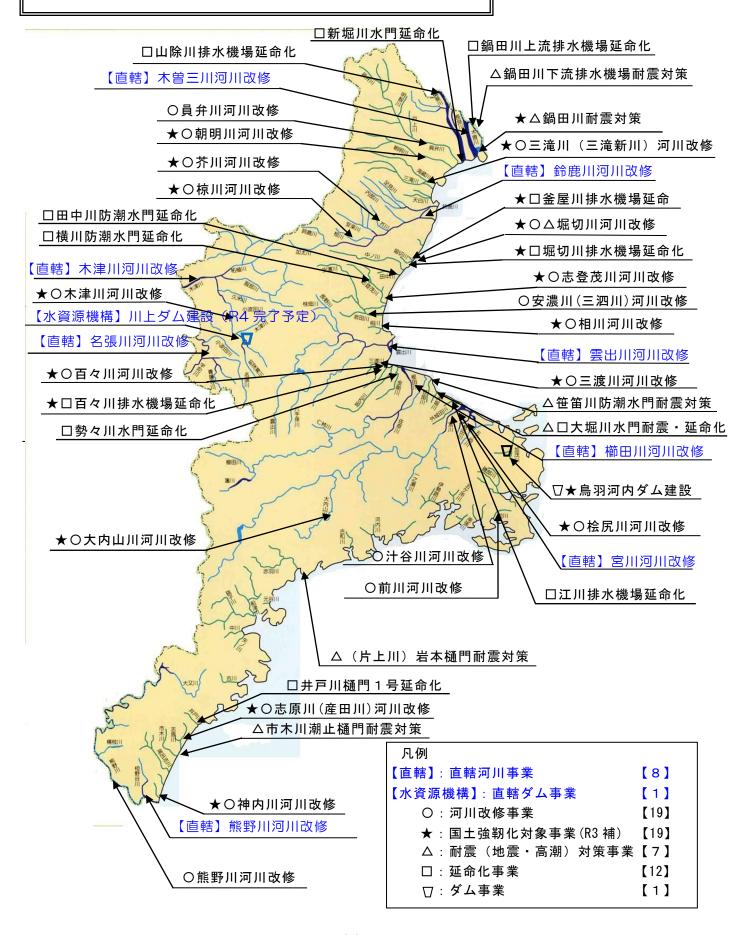
なお、令和2年及び元年に発生した災害のうち、未完成の6箇所についても、 早期完成に努めます。

(3) 水防・防災

県内に気象に関する予警報が発表された場合、県庁(水防本部)や建設事務所 (水防支部)は水防待機を行い、市町が避難措置を発令する判断根拠となる河川 水位や雨量等の監視及び情報伝達等を行います。

また、大規模災害への備えとして、災害コントロールルームの高度化や排水ポンプ車の配備、現場での実動訓練を重ねる等、インフラ危機管理体制の強化に取り組みます。

令和4年度県の主な河川改修事業の予定

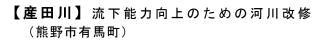


【三**滝新川**】流下能力向上のための河川改修 (四日市市本郷町)



【相川】大規模構造物の改築 (津市高茶屋小森上野町)

新相川橋





【鍋田川】堤防の耐震対策 (桑名郡木曽岬町源緑輪中)



【金溪川】 堆積土砂撤去 (菰野町)









45

【鳥羽河内ダム】完成予想図(鳥羽市河内町)



土砂災害対策の推進

1 事業目的と取組方針

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設を整備します。

整備にあたっては、通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業により、自力避難が 困難な方々が利用する要配慮者利用施設や、避難所を保全対象としている箇所で 重点的に取り組みます。

特に、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用し、 人家が集中する地域や、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである医療施設・学校・道路等を保全するため、砂防えん堤や急傾斜地崩壊対策施設等の 砂防関係施設の整備、老朽化対策を推進します。また、経年的に堆積した砂防え ん堤の土砂撤去についても計画的に実施します。

一方、危険な盛土に対する住民からの通報対応を強化し各部と連携し速やかに 対処する体制「盛土110番」を構築し今年度から運用します。また、土砂災害 防止法に基づく土砂災害警戒区域等の区域指定については昨年度完了しましたが、 開発等の地形改変などにより状況の変化があった箇所を抽出し、2巡目の基礎調 査に取り組みます。

※ 通常砂防事業:砂防えん堤工、渓流保全工など

※ 急傾斜地崩壊対策事業:法面工、擁壁工など

2 令和4年度の主な取組

1747年度の主な収益					
取組	実施箇所				
(土砂災害防止施設の整備) 通常砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業	64 箇所(砂防:49 箇所 急傾斜:15 箇所) 桑谷川(熊野市)、上野 1 地区(桑名市)など				
うち、要配慮者利用施設および避難所を保全する事業	30 箇所 <要配慮者利用施設を保全する事業> 埋縄谷川(朝日町)、山居3地区(紀北町)など <避難所を保全する事業> 六ケ谷(度会町)、辻原5地区(松阪市)など				
(老朽化対策) 砂防メンテナンス事業	20 箇所 桂畑川(津市)、三ヶ野川(大紀町)など				
緊急浚渫推進事業	20 箇所 青川(いなべ市)、木梶川(松阪市)など				
2巡目の基礎調査	引き続き、2巡目の基礎調査に取組みます。				

※ 要配慮者利用施設:病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、児童福祉施設など

●通常砂防事業(止山東谷:度会町)【R3完】



●急傾斜地崩壊対策事業(上地3地区:紀宝町)



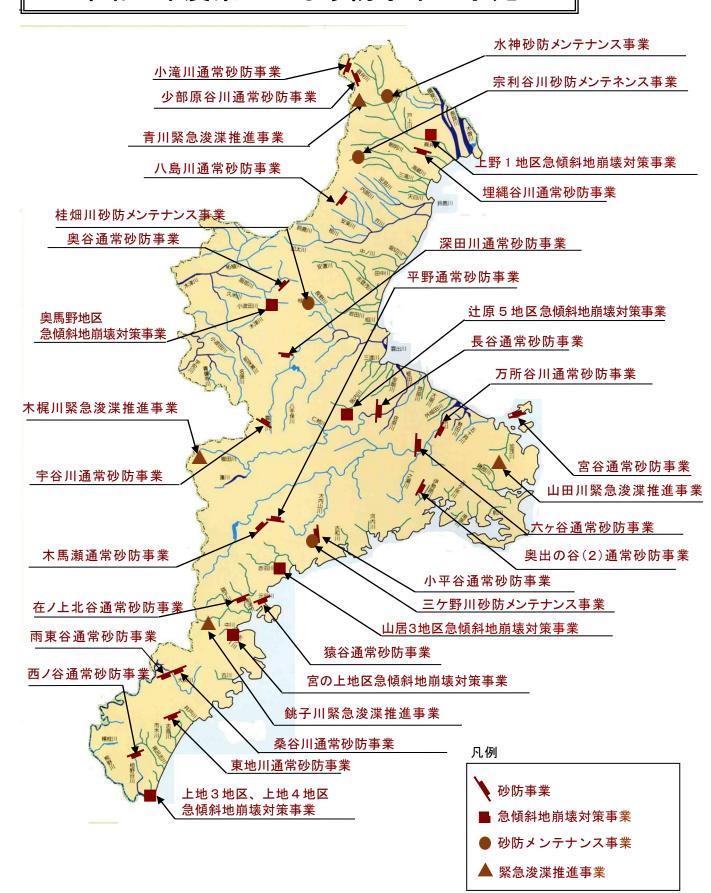
●砂防メンテナンス事業 (掛橋砂防えん堤:津市)



●緊急浚渫推進事業(井戸川砂防えん堤:熊野市)



令和4年度県の主な砂防事業の予定



港湾・海岸の整備

1 港湾事業

- (1)事業目的と取組方針
 - ・地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と 産業活動を支えるとともに、大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸 送機能を確保します。
 - ・このため、港湾の脱炭素化、港湾活用による地域産業や観光の活性化に取り組むとともに、老朽化が進む岸壁等の港湾施設の更新・修繕や臨港道路橋梁、岸壁の耐震対策に取り組みます。
- (2) 令和4年度の主な取組
 - ・三重県港湾みらい共創本部
 - ・施設更新:津松阪港(大口地区)の岸壁改良 津松阪港(新堀地区)の物揚場改良 宇治山田港(今一色地区)の防波堤改良
 - ・耐震対策:長島港江ノ浦大橋の上部工補強 鳥羽港(中之郷地区)の岸壁補強

2 海岸事業

- (1) 施設整備
 - ① 事業目的と取組方針
 - ・津波や高潮・侵食による浸水被害から、堤防背後に住む県民の生命と財産を守るため、令和4年度以降は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、海岸堤防等の整備に取り組みます。
 - ・三重県は南北に長く、地域により背後地の状況、高潮や津波の高さ、堤防 の高さなど施設の状況が異なることから、地域特性に合わせた対策に取り 組みます。
 - 県北部・・・地盤が低く地震により堤防が崩壊すると浸水する可能性が あることから、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防 止する地震対策を実施します。
 - 県中部・・・高潮や高波による越波や海岸の侵食を防止する高潮・侵食 対策を実施します。
 - 県南部・・・堤防背後住民の津波避難時間を確保するため、堤防上部や 堤防陸側法面のコンクリートを厚くするなどし、津波が堤 防を乗り越えても堤防が崩壊しにくい構造とする津波対策 (海岸堤防強靱化対策)を実施します。

② 令和4年度の主な取組

・地震対策:城南第一地区海岸、川越地区海岸など7箇所 (一部高潮、津波対策と重複)

・高潮対策(侵食対策):上野・白塚地区海岸、千代崎港原永地区海岸など 13箇所(一部 地震、津波対策と重複)

・津波対策(海岸堤防強靱化対策):阿田和地区海岸、宇治山田港二見地区海 岸など7箇所

(一部 高潮、地震対策と重複)

・津松阪港海岸において国が権限を代行し、直轄海岸事業として高潮対策・ 地震対策を実施しており、令和5年度の完了を目指しています。

(2) 住民の避難に資する取組

・伊勢湾内について、水防法に基づき「想定し得る最大規模の高潮」を対象とした高潮浸水想定区域図を作成し、令和2年8月に公表し、令和3年度には高潮特別警戒水位の検討を行いました。令和4年度中に高潮特別警戒水位の設定および高潮浸水想定区域の指定を行います。

港湾事業 老朽化対策・・・津松阪港(大口地区)(松阪市大口町)

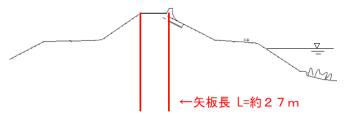




桟橋上部工(下一 あいまなどを表しています。 新を行います。

海岸事業 地震対策・・・城南第一地区海岸 (桑名市福岡町)





耐震対策

地震による液状化が発生しても、堤防が 崩壊しないよう鋼矢板を連続して打設し 堤防を補強しています。

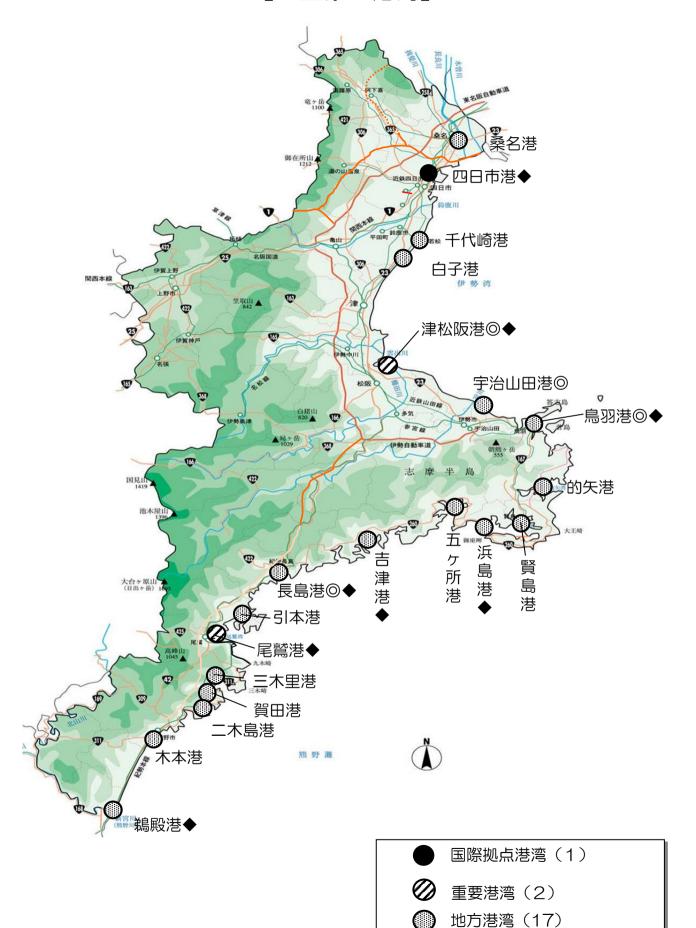
高潮・侵食対策・・・宇治山田港海岸(伊勢市二見町)



津波対策・・・阿田和地区海岸(南牟婁郡御浜町下市木)



【三重県の港湾】

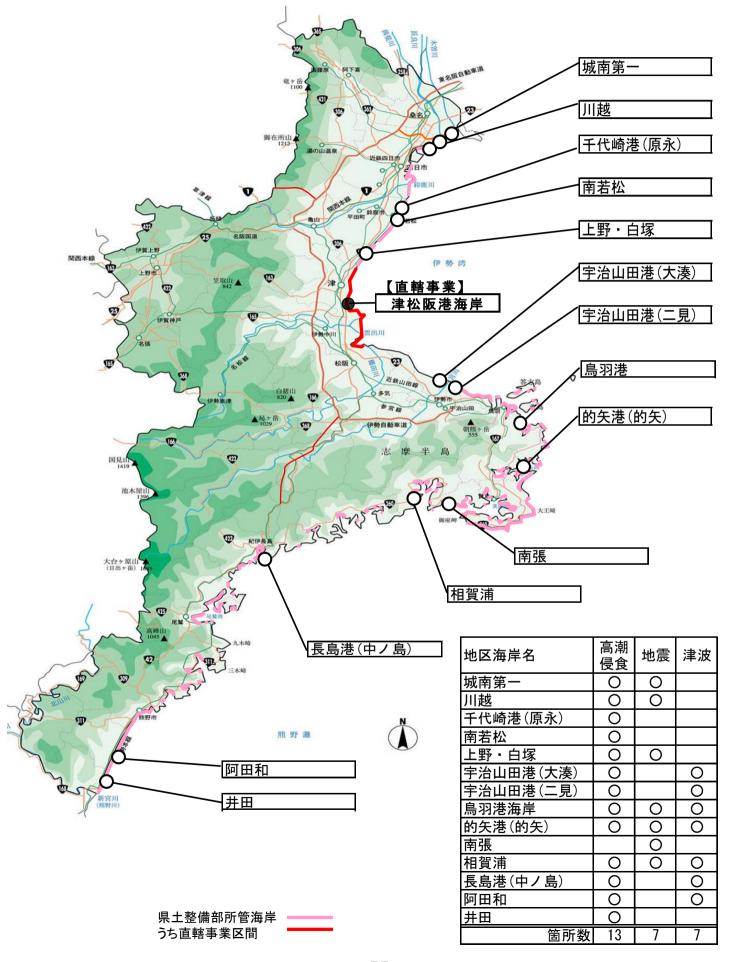


54

令和4年度事業箇所

耐震強化岸壁を有する港湾

R4【三重県の海岸】(事業実施個所)



都市政策の推進

1 都市計画について

(1) 現状

人口減少·超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、必要となる都市計画の決定、変更を行っています。

(2) 取組方針

令和2年度に、県内20の都市計画区域全てについて、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(区域マスタープラン)を改定し、都市計画の基本方針や整備目標等を定めたことから、今後は改定後の区域マスタープランに沿ったまちづくりを、市町と協力しながら進めます。また、市町による立地適正化計画の策定を支援するとともに、広域緑地計画の改定を進めます。

(3) 令和4年度の主な取組

改定後の区域マスタープランに沿った都市計画の決定、変更(用途地域変更、地区計画策定、 都市施設決定等)を進めるとともに、区域マスタープランの内容が、今後、各市町が策定する市町 マスタープランに的確に反映されるよう、市町との会議や協議などの場で説明していきます。

また、市町の立地適正化計画の策定が進むよう市町に対する勉強会を開催し、計画策定にかかる助言や情報提供を行います。

2 都市基盤の整備等

(1) 現状

都市公園について

潤いある都市環境を形成するため、所管する6箇所の県営都市公園の整備・管理を行うとともに、利用促進に努めています。

街路について

安全で快適な都市生活の確保、災害に強い都市構造の形成をめざし、市街地における街路の整備を実施しています。

(2) 取組方針

都市公園について

指定管理者と連携し、利用者のニーズに応じ適切に管理・運営を行うとともに、安全に 配慮しつつ利用促進に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響のもと普及が見込まれるワーケーションへの対応や Park-PFI の手法を用いた新たな賑わいづくりのための整備を進めます。

・街路について

通学路の安全確保、緊急輸送道路の無電柱化など、高い効果が見込める事業に注力し整

備を進めます。

(3) 令和4年度の主な取組

都市公園について

指定管理者と連携しながら安全管理を徹底しつつ、イベント開催等により利用促進に 努めます。

各指定管理者との契約期間(5年間)が今年度をもって終了することから、北勢中央 公園など4公園で、次期指定管理者の選定手続きを行います。

「公園施設長寿命化計画」に基づき、合併浄化槽等老朽化する公園施設の更新・修繕を実施します。

ワーケーション推進に必要な公園整備(熊野灘臨海公園)や新たな賑わいを創出するためのPark-PF1手法による公園整備(鈴鹿青少年の森)を進めます。

- 街路について
 - ○通学路の安全確保に係る事業

桑部播磨線街路事業(桑名市)

野町国府線街路事業(鈴鹿市)

服部橋新都市線街路事業(伊賀市)

○緊急輸送道路の無電柱化に係る事業

外宮度会橋線(第2工区)街路事業(伊勢市)

外宮常磐線街路事業(伊勢市)

本町宮川堤線街路事業(伊勢市)

尾鷲港新田線街路事業(尾鷲市)

3 景観づくり

(1) 現状

三重県景観計画に基づき、良好な景観形成に向けた取組を実施しています。

(2) 取組方針

地域が主体となる景観づくりに向け、県民や市町への必要な情報提供等を行うとともに、景観法等に基づく制度や手法を活用し、良好な景観づくりにつながる規制・誘導を行います。

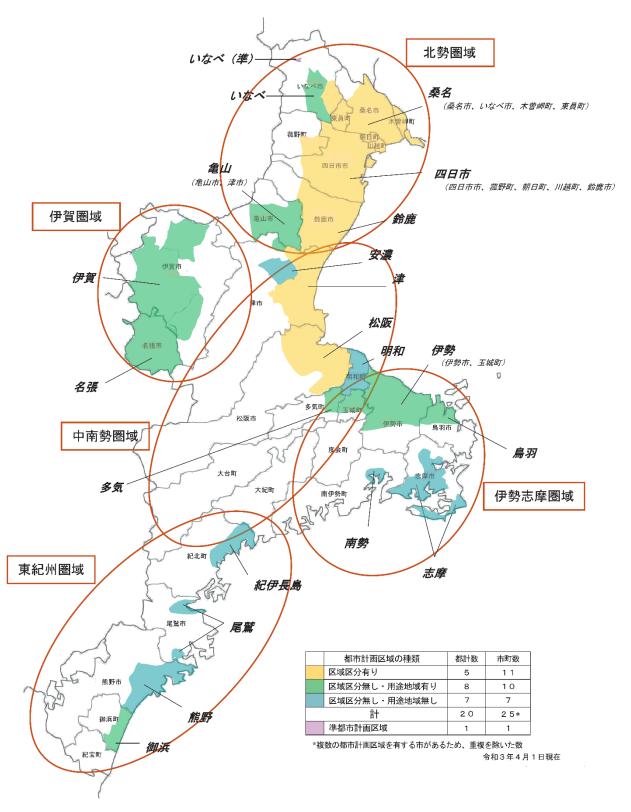
(3) 令和4年度の主な取組

地域の実情に応じた良好な景観形成を進めるため、市町の景観行政団体への移行に係る支援を継続します。

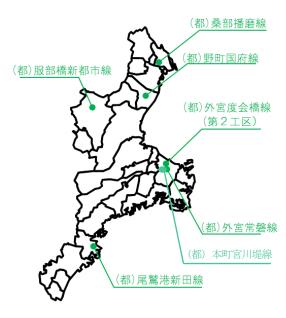
景観法に基づく建築物等の規制・誘導及び三重県屋外広告物条例に基づく違反広告物の 是正・指導を継続します。

平成30年3月に三重県屋外広告物条例を改正し、平成30年10月から屋外広告物の点検 義務の対象を拡大したため、引き続きその遵守に向けた啓発活動を行います。

都市計画区域図



街路事業箇所図



服部橋新都市線街路事業(伊賀市)

[通学路の安全確保に係る事業] L=652m



外宮度会橋線(第2工区)街路事業(伊勢市) [緊急輸送道路の無電柱化に係る事業] L=686m



都市公園箇所図



熊野灘臨海公園(紀北町)



下水道の整備

1 現状

(1) 快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、県及び市町では「生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)」に基づき下水道の整備を行っています(【表-1】)。

県は、3流域6処理区において「流域下水道」の整備を進めており(【表-2】)、 市町は「公共下水道」として、流域下水道に接続する流域関連公共下水道(15市 町)と、市町が独自で汚水を処理する単独公共下水道(11市町)の整備を進めて います。

流域下水道では、南部浄化センター第2期整備事業の処理施設の建設や宮川流域下水道の幹線管渠の延伸に取り組んでいます。引き続き、市町との連携を図り、下水道の未普及地域の解消を進めています。

【表一1】生活排水処理施設の種類と普及率

生活排水処理施設の種類	普及率 R2末(%)	整備完 了時(%)
下水道	57. 8	81. 6
農業集落排水施設等	5. 1	4. 8
漁業集落排水施設	0. 3	0. 5
コミュニティ・プラント	0. 2	0. 0
市町設置型浄化槽	1. 0	2. 9
個人設置型浄化槽等	23. 2	10. 2
合計	87. 6	100. 0

【表-2】流域下水道

流域下水道	処理区
北勢沿岸	北部
	南部
中勢沿岸	志登茂川
	雲出川左岸
	松阪
宮川	宮川

(2) 県は、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に、固定資産調査、企業会計システム構築などを行い、令和元年 12 月に三重県流域下水道条例を改正のうえ、令和 2 年 4 月 1 日から地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計に移行しています。

なお、公営企業会計への移行にあたり、令和2年度から令和11年度までの経営の基本計画である「三重県流域下水道事業経営戦略」を令和2年3月に策定しています。

2 取組方針

- (1)生活排水処理アクションプログラムに基づき、下水道の普及率向上のため、 浄化センターの整備と幹線管渠の延伸を進めます。また、地震、津波対策にも 取り組みます。
- (2) 複式簿記による会計処理、固定資産管理及び流域下水道施設の維持管理を適 正に実施し、健全な事業運営に取り組みます。

3 令和4年度の主な取組

- (1) 各処理区での主な取組
 - ・南部浄化センター第2期整備事業の処理施設の建設を実施
 - ・宮川流域下水道(宮川処理区)の伊勢市、明和町地内で幹線管渠の延伸
 - ・防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策による地震対策・老朽化対策の実施(6処理区)
 - ▷ 北部・南部浄化センターの脱水機棟耐震補強工事を実施
 - ▷ 香良洲幹線耐震対策工事(雲出川左岸処理区)を実施
 - ▷ 三渡川ポンプ場耐津波対策工事(松阪処理区)を実施
 - ▷ 志登茂川浄化センターを除く5処理区においてストックマネジメント計画 に基づく老朽化対策を実施

(2) 健全な事業運営

- ・地方公営企業法に基づく企業会計予算の調製、会計処理及び固定資産管理を実 施
- ・「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づく施設設備の点検・調査及び修繕・ 改築の計画的な実施により、維持管理に係るコスト縮減の取組を継続的に実施

南部浄化センター第2期整備事業



4 令和3年度決算見込みの概要

- (1) 損益計算書(令和3年度決算見込み)
 - ・損益計算書は、令和3年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、1年 度間の経営成績を表しています。
 - ・収益の主なものは営業収益であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る、 流域関連市町からの維持管理負担金収益等です。
 - ・費用の主なものは営業費用であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る委 託料や減価償却費等です。

(単位:	百万円	円 税抜き)
(- 1 - /- ·	□ / ノ I	1 1/11/1/2/2/

(単位:日万円 悦扱さ)					
	R2	R3	R3-R2	対前年度比 %	
営 業 収 益	5,059	5,278	219	104.3	
営 業 費 用	11,974	12,266	292	102.4	
営 業 損 益	△ 6,915	△ 6,988	△ 73	101.1	
営 業 外 収 益	7,930	7,891	△ 39	99.5	
営業外費用	660	671	11	101.7	
経常損益	354	231	△ 123	65.3	
特 別 利 益	82	10	\triangle 72	12.5	
特別損失	93	10	△ 82	11.1	
純 損 益	344	231	△ 112	67.3	
前年度繰越利益剰余金等	_	344	344	_	
当年度未処分利益剰余金	344	575	231	167.2	

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

(2)貸借対照表(令和3年度決算見込み)

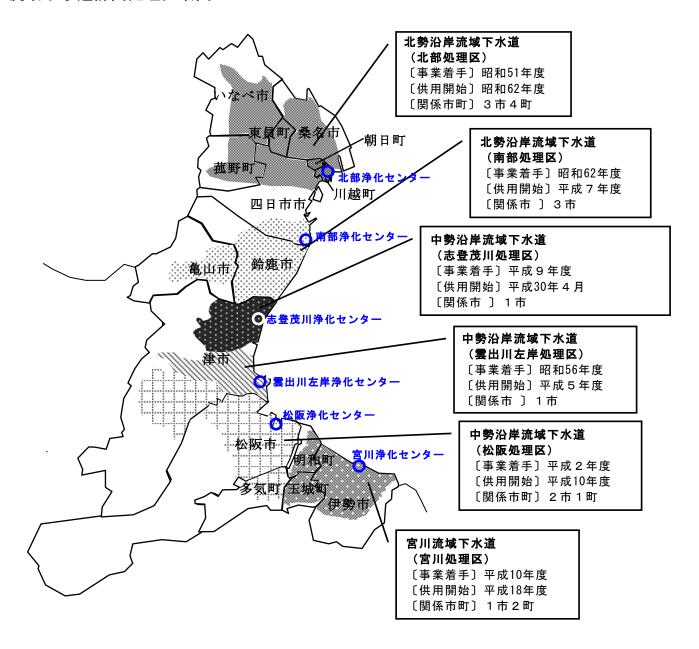
- ・貸借対照表は、流域下水道事業の令和3年度末の資産と負債及び資本の状況を 示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。
- ・資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されています。固定資産 の主なものは、浄化センターや幹線管渠等の有形固定資産です。
- ・負債は、企業債の固定負債、企業債(1年以内償還分)や未払金等の流動負債、 及び国庫補助金等の繰延収益で構成されています。
- ・資本は、資本金と剰余金で構成されています。

(単位:百万円 税抜き)

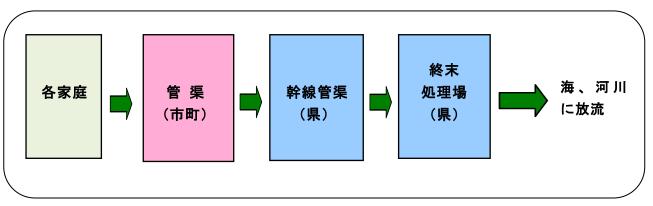
							D400C7
				R2末	R3末	R3-R2	対前年度比 %
固	定	資	産	236,325	232,638	△ 3,687	98.4
流	動	資	産	3,525	2,725	△ 800	77.3
資	産	合	計	239,851	235,362	△ 4,489	98.1
固	定	負	債	38,683	36,989	△ 1,694	95.6
流	動	負	債	5,956	4,815	△ 1,141	80.8
繰	延	収	益	165,579	163,690	△ 1,889	98.9
負	債	合	計	210,218	205,494	△ 4,724	97.8
資	7	<u> </u>	金	9,619	9,619	0	100.0
剰	1	Ŕ	金	20,014	20,249	235	101.2
資	本	合	計	29,633	29,868	235	100.8
負	債 資	本台	計	239,851	235,362	△ 4,489	98.1

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ (流域下水道)



建築開発行政

1 現状

(1) 三重県の建築行政の概要

安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき新築等の建築確認申請等許認可の審査や中間検査、完了検査を行うとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物等に係る定期報告の審査や立入指導などを行っています。

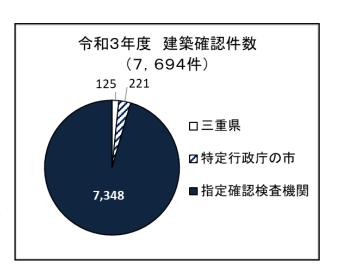
県では、円滑な建築行政を推進するため、市への権限移譲を行っています。

① 建築確認件数

民間の指定確認検査機関の建築確認シェアは年々高まっており、その割合は約96%になっています。

県では、指定確認検査機関の審査 体制等を確認するため、立入調査を 実施しています。

適正な確認検査の実施のため、各 特定行政庁、指定確認検査機関との 会議を開催し、情報共有や意見交換 を行っています。



② 権限移譲の状況

特定行政庁	桑名市、	四日市市、	鈴鹿市、	津市、	松阪市
限定特定行政庁(※)	伊賀市、	名張市、亀	山市		

(※ 小規模な建築物に関する建築行政を行う。)

(2) 三重県の開発行政の概要

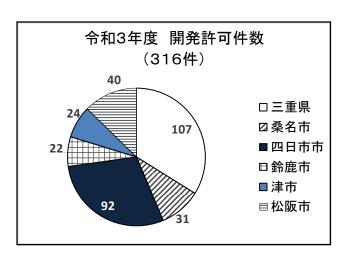
適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においても、市への権限移 譲を行っています。

① 開発許可件数

令和3年度の県内の開発許可件 数に占める県の割合は、約34%です。

適正な許認可事務執行のため、 開発行政庁会議を開催し、情報共 有や意見交換を行っています。

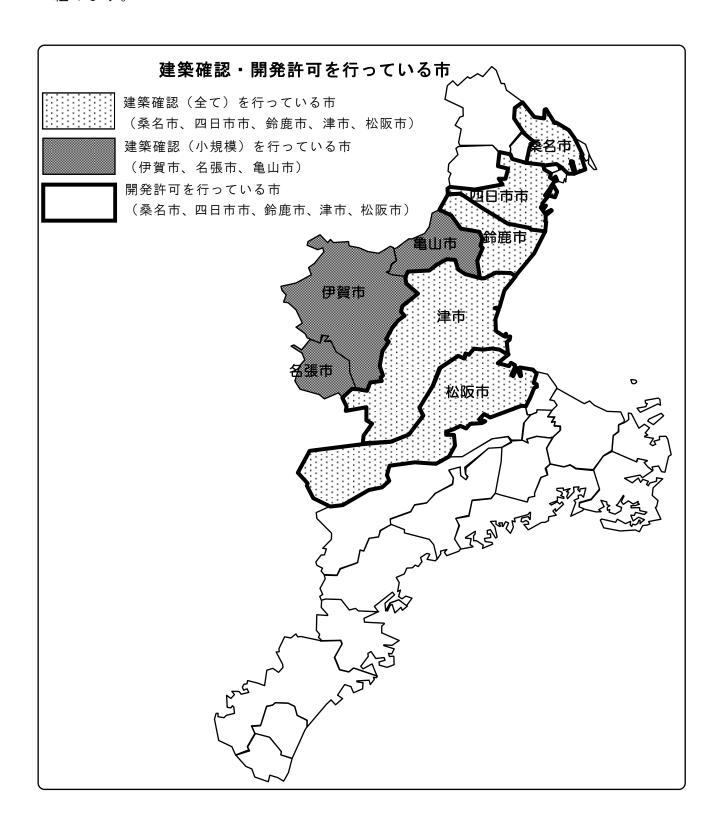


② 権限移譲の状況

権限移譲市 桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市

2 令和4年度の主な取組

建築物及び宅地の安全確保に向け、引き続き市町等と連携して指導・助言に取り 組みます。



住宅・建築物の耐震対策

1 現状

本県では、県民の生命や財産を守るため、住宅及び建築物の耐震化の目標や具体 的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」を令和3年3月に改定し、令和7 年度までの計画として耐震対策に取り組んでいます。

(1)住宅の耐震化

令和3年度末時点で住宅の耐震化率は約86.7%、耐震基準を満たしていない住宅は約9.8万戸と推計されており、南海トラフ地震等に備えた耐震化促進に取り組んでいます。

(2)建築物の耐震化

耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物(以下、「大規模建築物」)や緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物(以下、「避難路沿道建築物」)について、補助制度を活用して耐震化促進に取り組んでいます。

2 取組方針

(1) 住宅の耐震化

- ・様々な手法により所有者等への耐震化の普及啓発を行うとともに、昭和 55 年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に耐震診断や耐震改修工事、耐震性のない空き家除却の補助事業を進める市町の支援を行います。
- ・耐震診断から設計、工事につながるように工事費の低廉化等の取組を進めます。

(2)建築物の耐震化

- ・大規模建築物については、全て耐震診断を終えていますが、耐震設計や改修の 進捗管理をすることで早期の耐震化を促します。
- ・避難路沿道建築物については、耐震診断を実施していない又は耐震性のない建物所有者等に耐震診断、耐震改修の重要性等の説明を行うことで耐震化に対する意識を高めます。

3 令和4年度の主な取組

(1)住宅の耐震化

- ・直接住民に働きかける戸別訪問や耐震改修相談会は、耐震化促進の効果が高いため、新型コロナウィルス感染症対策を徹底し、市町、建築関係団体と共に、 今後も実施するほか、コロナ禍において対面によらない啓発方法として、ダイレクトメールや回覧板など効果的な啓発方法を検討、実施します。
- ・耐震化に係る補助や耐震性のない空き家除却に補助を行うなど必要な市町支援 を継続します。

・耐震改修工事件数が低迷しているため、耐震診断から設計、工事につながるように、令和3年度から増額している補強設計の補助制度を住民に周知するとともに、設計者、施工者、住民に対して低コストの耐震改修工法等の普及を図ります。

(2)建築物の耐震化

- ・大規模建築物については、引き続き市町と協力の上、文書通知や訪問等を行い、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけます。
- ・避難路沿道建築物については、診断結果の報告がない所有者等への命令文書 の発出等の措置を通じて診断実施を促すとともに、診断結果や未報告者に対 して講じた措置を公表します。また、耐震性のない建築物の所有者等に対し て、耐震改修の実施を促すとともに、市町に対して支援制度の創設を働きか けます。

住宅政策の推進

本県では、豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的 として、住宅政策の推進に取り組んでいます。

1 安全で快適な住まいづくり

(1) 現状

① 空き家対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町は空家等対策計画の策定やこれに基づく対策を実施し、県はこれら市町の取組に対して必要な支援を行っています。

② 住宅セーフティネットへの取組

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、 高齢者などの住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅(以下「セーフティネット住宅」という。)の登録推進等に取り組んでいます。

(2) 取組方針

- ① 空き家対策
 - ・市町に対する必要な助言や情報提供等を行うとともに、空家等対策計画が未 策定の市には早期策定を促します。
 - ・空き家除却事業や空き家活用事業を進める市町の支援を行います。
- ② 住宅セーフティネットへの取組

セーフティネット住宅の登録促進に向け、制度の普及に取り組むとともに、 市町や社会福祉協議会、不動産関係団体、居住支援法人等と連携した住宅確保 要配慮者の居住支援活動に取り組みます。

(3) 令和4年度の主な取組

- ① 空き家対策
 - ・特定空家等の除却に係る略式代執行の実施や特定空家等の所有者による除却、耐震性のない空き家の除却、空き家の改修工事に補助を行う市町に対して、財政支援を行います。
 - ・市町や不動産関係団体等が参加する空き家に関する連絡会議を開催し、取 組事例等の情報共有のほか、空き家対策についてテーマを設定し、課題や解 決策の検討を行います。
- ② 住宅セーフティネットへの取組
 - ・居住支援フォーラムを開催するとともに、各市町が行う住宅相談会の開催 を支援します。
 - ・セーフティネット住宅の登録を普及させるため、民間賃貸住宅を管理する 事業者の研修会や、宅地建物取引士、宅地建物取引業者向けの講習会等の機 会をとらえ、制度周知を図っていきます。

2 県営住宅の管理

(1) 現状

① 入居状況

59 団地(277 棟、管理戸数 4,019 戸)中、入居可能戸数は 3,419 戸、そのうち入居中の戸数は 2,303 戸、入居率 67.4%となっています(令和 4 年 4 月 1 日現在)。②申込資格等

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の施行も踏まえ、県営住宅にLGBT等のパートナーの方が申し込み可能としました。また、住宅に特に困窮している生活保護の被保護者で代理納付に同意する者、75歳以上の単身者、特別障がい者である単身者、住宅を滅失した被災者、DV被害者については、令和4年4月から連帯保証人なしで県営住宅に入居できるようにしました。

③ 維持管理

- ・新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用し、既存県営住宅の長寿 命化のための外壁改修やバリアフリー化等住戸内改善により居住環境の向上 を図っています。
- ・公営住宅法に定める耐用年限を経過し老朽化した県営住宅については、改善 事業は行わず、空き住棟になり次第、除却等を進めています。
- ・平成18年4月から指定管理者制度を導入しています。

○北勢ブロック :鈴鹿亀山不動産事業協同組合

〇中勢伊賀ブロック :伊賀南部不動産事業協同組合

○南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

○東紀州ブロック :三重県南勢地区管理事業共同体

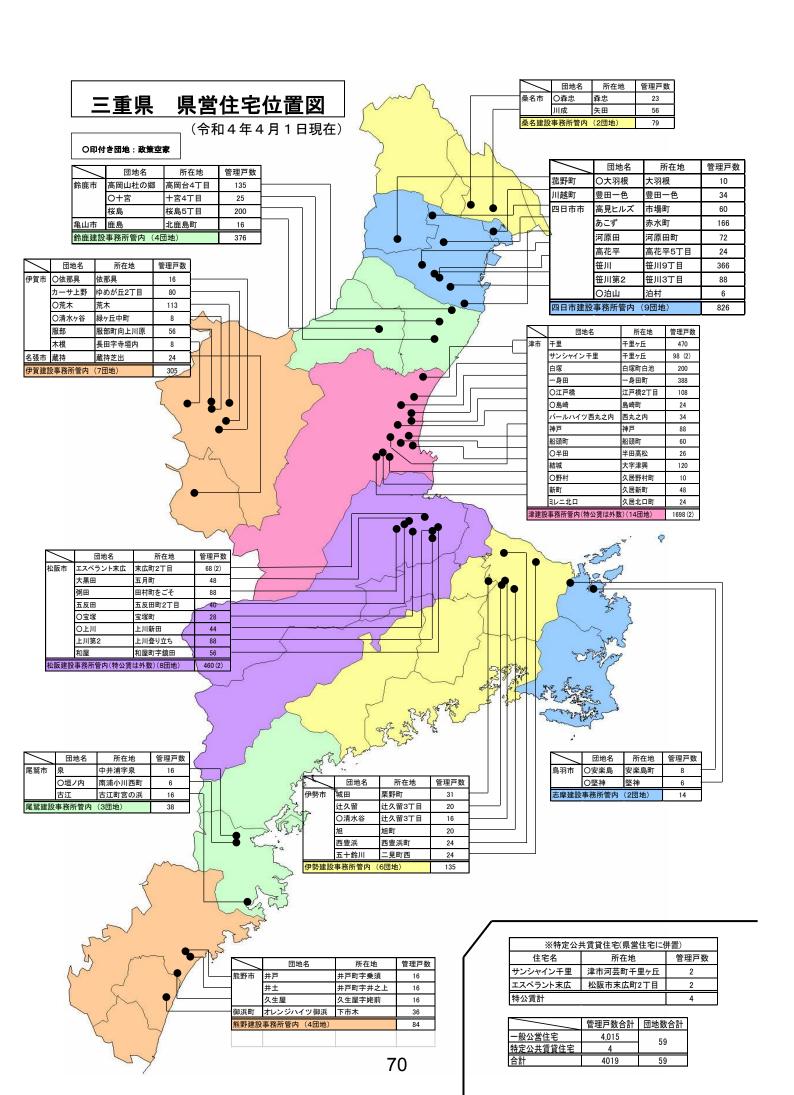
※いずれも指定期間は令和元年度から令和5年度までの5年間

(2) 取組方針

- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」(令和2年度~令和12年度)に基づき、外壁や屋上等の改修及びバリアフリー化等の住戸内改善を計画的に推進します。
- ・耐用年限を超えるなど老朽化が著しい県営住宅については、統廃合に向けた取 組を進めます。
- ・住戸改善などの住環境整備により、入居者の増加に取り組みます。

(3) 令和4年度の主な取組

- ・長寿命化等の対策として5団地5棟で外壁改修などの工事を、3団地3棟で次 年度以降施工予定の設計を行います。
- ・高齢者向けのバリアフリー化や子育て世帯向けの間取り改修などの住戸内改善 を行います。
- ・入居者が退去し空き住棟となった老朽化住宅の解体工事や設計を行います。
- ・引き続き、新型コロナウィルス感染症の影響により離職された方に一時入居を 認めるほか、家賃の減免を行うとともに、ウクライナ避難民が県内での居住を 希望する場合、県営住宅に入居できるよう準備を進めていきます。



工事検査

1 検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、契約どおりに工事目的物が完成しているか確認する必要があります(地方自治法第234条の2)。 そのため、工事完成後、または必要に応じて施工途中に工事検査を実施します。

2 検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管するすべての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象に行います。

3 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

(1)完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

(2)出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高 を確認するための検査です。

(3)中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

4 実施方法

工事検査は、次の3つの方法により、三重県建設工事検査規則に基づいて実施しています。

(1)委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託しています。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が、提出させた実地検査報告を精査し、工事の完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事等は、年間の検査件数も少ないことから、県が直接検査を行います。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、委託検査で対応できない場合に行います。

なお、検査対象工事に関係する課以外の職員が検査を行い、公正性を確保しています。

5 検査実績

(単位:件)

	委託検査	直営検査	臨時検査員検査	合 計
令和 元年度	2, 226	3 2 0	3 4 7	2, 893
令和 2年度	2, 309	2 2 9	4 2 1	2, 959
令和 3年度	2, 281	255	3 9 8	2, 934